

平成26年第1回大多喜町議会定例会

## 6月会議会議録

平成26年 6月8日 開会

平成26年 6月9日 散会

大多喜町議会

## 平成26年第1回大多喜町議会定例会6月議会会議録目次

### 第1号（6月8日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
報告第1号の上程、報告	6
一般質問	7
山田久子君	7
吉野僖一君	17
野中眞弓君	22
根本年生君	29
散会の宣告	39

### 第2号（6月9日）

出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定による出席説明者	41
本会議に職務のため出席した者の職氏名	41
議事日程	42
開議の宣告	43
議事日程の報告	43
諸般の報告	43
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	43

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
一般質問	46
麻生 勇 君	46
根本 年生 君	52
山田 久子 君	61
吉野 僖一 君	72
野中 眞弓 君	81
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	116
日程の追加	117
発議第1号～発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	118
休会について	122
散会の宣告	122
署名議員	123

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 1 号 )

平成26年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成26年6月8日(日)

午前10時00分 開会

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 一般質問

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小高芳一君） おはようございます。

第1回議会定例会6月会議にご出席をいただき、ご苦労さまです。また、町長を初め町執行部職員の皆様、そして議員各位のご理解、ご協力をいただきまして、日曜議会が開催されることを心から感謝を申し上げます。

大多喜町議会では、町民の負託に応えるため、これまで同様、議会の改革を進めるとともに、議員と議会の活動原則を定めた議会基本条例に基づき、いろいろと取り組んでいく所存であります。通年議会の実施や日曜議会の開催もその一つであります。住民との懇談会の開催など、町民とともに進めるまちづくりを目指して、今後とも一步一步着実に推進してまいりたいと思いますので、各位のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日6月8日は休会の日ですが、議事の都合により、平成26年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより、6月会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎行政報告

○議長（小高芳一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成26年第1回議会定例会6月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議会定例会6月会議を再開させていただきましたところ、議長を初め議員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。また、日ごろより町政の運営に当たりましては、大変ご支援、ご協力を賜りますことを、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

行政報告につきましては、お手元に配付をさせていただきました第1回議会定例会5月会議以降につきましての報告書により、ご了承をいただきたいと思います。

さて、関東地方も平年より若干早く梅雨入りをしましたが、この時期は大雨による被害が

発生することもあります。一方で農作物に潤いを与える恵みの季節でもあります。雨に洗われ、山々の木々の緑も一層深さを加えてまいりまして、全てのものが成長し躍動する時期を迎えました。

町の事業も、新年度がスタートし2カ月余りが経過しましたが、これから大いに成長し、成果を上げられるよう、議員各位のご理解のもと一層努力してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様方の格別なご支援をお願いするものでございます。

この6月会議は、より多くの町民の皆様が傍聴できる機会を設けるため、議会のお考えもあり、平成24年度から日曜日に議会を開催してまいりまして、本日は、この後、報告案件が1件、あしたは諮問と同意の案件がそれぞれ1件、条例改正が2件、補正予算が1件、そのほか、本日とあすの2日間にわたり一般質問が予定されておりますが、各会議事件につきまして、ご審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（小高芳一君） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会5月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承願いたいと思いますが、この中で、5月20日、21日と3市3町による議長研修会が開催されましたので、私のほうから報告をさせていただきます。

ことは、浜松市にあります西部清掃工場を視察いたしました。今、夷隅郡市2市2町では、処理能力1日当たり73トン、72億円の建設費を投じて、広域ごみ処理施設の建設に向け事務推進を図っているところではありますが、この浜松市西部清掃工場は、1日当たり450トンの処理能力を持ち、総事業費は135億9,540万円です。特に、ごみ処理から再生エネルギーや再生資源を生み出しているところが特徴です。

1つは電気エネルギーです。発生する熱を利用し、水を蒸気に変え、蒸気の圧力でタービンを回し、発電機で電気を得ており、発電した電力は施設内でエアコンや照明等に使用するほか、余った電気は売電し、さらに、発生する熱と蒸気を利用し、隣接する浜松市総合水泳場の温水プールにも使われております。

また、再資源化については、この炉はキルン式ガス化溶融炉といい、処理過程において、ミックスメタルという再生金属や溶融スラグというコンクリートの二次製品の材料のほか、精製塩といい、道路の凍結防止剤やプールの滅菌剤の原料などとして利用される資源を再生

しているところです。非常に効率的なごみ処理施設であると感心をした次第であります。

簡単ですが、議長の研修の報告とさせていただきます。

次に、5月28日に開催されました国保国吉病院組合議会臨時議会の関係につきまして、組合議会議員であります吉野僖一君から会議の内容を報告する旨の申し出がありましたので、お聞き願います。

○9番（吉野僖一君） 報告いたします。

去る5月28日午前10時より、平成26年第1回国保国吉病院組合議会臨時議会がありました。本町からは、同組合議長である江澤議員と私の2名で出席いたしました。同組合の管理者から提出された議案は1件であり、その議題は監査委員の選任について同意を求めることについてでありました。

国保国吉病院では、規約により監査委員を2名設置しております。1名は組合議会議員のうちから、もう1名は組合組織の知識経験者から組合議会の同意を得て管理者が選任することとなっておりますが、この2名のうち、知識経験者である選任されておりました方がお亡くなりになり、監査委員1名の欠員が生じておりましたので、今回、選任同意が議案として提出され、原案どおり同意されました。

今回、同意されました監査委員は、住所、いすみ市弥正666、氏名は渡邊達男氏、生年月日は昭和23年6月4日であります。任期は平成26年5月28日から平成30年5月27日までの4年間です。

以上で報告を終わります。

○議長（小高芳一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、5月23日に実施いたしました例月出納検査結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しにより、ご了承願います。

次に、法律の規定に基づき、有限会社たけゆらの里の経営状況を説明する書類が町長から提出されました。議員各位にはその写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

また、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願外1件の陳情書が提出されておりますが、本日、本会議終了後に議会運営委員会でその対応について協議したいと存じますので、あらかじめご了承願います。

それから、旧老川小学校跡地利用にかかわる要望書が届いておりますので、ご承知願いたく、その写しを配付しております。

なお、本日、2番正木武君は、入院加療中のため欠席する旨の通告がありましたので、報

告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小高芳一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 吉野一男君

4番 麻生勇君

を指名します。

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（小高芳一君） 日程第2、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてご説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

平成25年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次のページをお開きください。

平成25年度大多喜町一般会計繰越明許費繰越計算書、表内の事業名、翌年度繰越額及び未収入特定財源についてご説明をさせていただきます。

初めの庁舎関係事業につきましては、中庁舎の改修等に関する工事報告書の作成業務委託料等で、翌年度繰越額は200万1,000円でございます。

次の子ども・子育て支援事業は、制度改正に伴う保育システムの改修に係る委託料で、翌年度繰越額は324万円でございます。

次の農業基盤整備促進事業は、暗渠排水工事58.1ヘクタール10地区分及び用水ポンプの更新等2カ所に関する設計業務委託料と工事請負費で、翌年度繰越額は1億1,167万円でございます。未収入特定財源の国・県支出金9,265万4,000円は、農業基盤整備促進事業補助金9,188万円とがんばる地域交付金77万4,000円でございます。

次の農地災害復旧事業は、昨年10月の台風26号による農地災害8カ所分の工事請負費で、翌年度繰越額は817万6,000円でございます。

次の農業施設災害復旧事業は、同じく昨年10月の台風26号による農業用施設災害4カ所分に係る工事請負費等で、地元と設計内容を協議し減額変更したことなどに伴い、翌年度繰越額は785万6,000円でございます。

以上で、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これで、報告第1号を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、さきの議会運営委員会で決定した順番で行います。

なお、この議会での一般質問の時間は、答弁を含め30分以内とします。

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 初めに、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 平成26年第1回議会定例会6月会議において、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

早速ではございますが、質問に移らせていただきます。

初めに、西畑地域の活性化についてご質問をさせていただきます。

最近、以前にも増し、大多喜町にお見えくださる観光客の姿を多く目にするようになりました。これは多くの関係者の皆様のご尽力のゆえと感じているところでございます。本当にありがとうございます。

そのような中、西畑地域のことを考える必要があるのではないかとのお声をたくさんいただいております。私も町全体のバランス的発展のためにも大切ではないかと考えております。

平成25年第1回議会定例会6月会議において、飯島町長より、「実は町のほうも一つプロジェクトを立ち上げて、今、進めているところでございます。」とのご答弁をいただいております。1年がたちましたことから、プロジェクトの具体的な内容、状況など、どのような形になっているのかお伺いをさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） プロジェクトの具体的な内容、状況でございますが、西畑地域の活性化につきましては、大塚山周辺の遊歩道や上総中野駅裏の温泉調査、また旧田代分校の利用について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それぞれを具体的にもう少しご説明いただけますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 具体的な青写真はまだできていませんが、これから山田議員を初め、意見を頂戴しながら検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 大塚山の遊歩道に関しましては、前回、職員の皆様で歩いているというか、そういうようなお話もちょっと伺ったように思うんですけども、その辺はどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、大塚山のことについて私のほうから答弁させていただきますが、大塚山の整備につきましては、地元の方がこれまで本当に、草刈りだとか木の伐採だとか、あるいは大塚山の登り口の整備だとか、いろんな形でやっていただいています。

先般、今お話がございましたけれども、私どもは、町長から町の中にハイキングコースをつくってくれと言われておりまして、私が職員にボランティア的な形で、トレッキングコースの検討をするようなグループをつくったんですけども、その関係で、この前、議員さんも一緒に、野中議員さんも一緒に歩いていただきましたけれども、大塚山を歩いてみました。大塚山については本当にきれいで、登りますと360度見渡せるような本当に素晴らしいところなんです。

それで、今現在、この間行ったときに、大塚山に入るときの案内看板ですか、それがかなりもう、地元の方が書いてくれたんですが、薄くなっておりまして、今度、町のほうでその看板もつくり直そうということで、9月補正ぐらいで看板のつけかえを検討しております。

それとあと、この間も歩いてくださいましたけれども、大塚山から西畑駅に出る道がございますので、あの辺のところをもう少し、ほとんど手を加えなくても歩けるような状況なんですけれども、あの辺に案内の看板ですとか、その辺をつけて、今度、西畑駅から庄司の鬼

子母神様ですか、あそこに登って中野駅に戻るような、そういったコースを案内看板も含めて設置を考えていきたいということで、トレッキングコースということで、大塚山から中野駅までの間の整備については今後検討していきたいということで、今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。副町長とご一緒させていただきましたときにも、副町長もいろいろと写真を撮っていただきながら、ここはこうだねなんていうお話もいただきながら進めていただきました。

今お話しいたきましたが、ぜひ看板を、大分薄くなってきていたりとか、知らない方が歩きますと、方向の看板なんかもなかったりとかしておりますので、ぜひこちらのほうの整備も、今までは町民の皆様が本当に真心を込めてやっていただいたんですけども、やはり資金面やいろんな部分で難しいものもあるかと思っておりますので、ぜひ町のお力もまたおかりできればと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、温泉の件でございますが、たしか昨年度の予算でボーリング調査か何かをされていらっしゃると思うんですけども、その結果がどうだったのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 温泉の結果ですが、駅の裏の堀切地先に自噴してまして、毎分16.2リットル、1日約24立米出ています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。私もちょっと数字に強くないので、これがどういうものなのかわからないんですが、それとあと温泉としての効能があったのかどうか。それと、ボーリング調査をされたということは、何らかの活用の方法を考えながらでの調査だったと思うんですが、現時点で町としてはどのような形でお使いになるつもりでいらっしゃるのか、お願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 中野駅の下のところ、昔からその方が、上総掘りというんですか、そういうもので掘った井戸なんですね。ですから、ボーリング調査をあえてやったことでは

なくて、そこにある井戸を活用できないかということの中で、昨年、水質検査をいたしました。

それで、最初のときには、やはり全体的に、温泉というより概要検査だったんですけども、そのときには温泉には難しいかなということではあったんですが、正式に検査機関に持ち込みまして出しましたところ、温泉としての認定を受けたところでございます。

それで、その水量につきましては、先ほどお話が出ましたように、これからいろんな観光面で温泉の施設としては十分活用できる量であると、十分な量であるというふうに考えております。

これは今、私どもが、その温泉は個人の持ち物ですから、そういったことを含めまして、温泉と、敷地そのものは6坪ぐらいなので、そこを両者と話し合って合意の中で、町に譲っていただけるという話がつきましたので、これから契約させていただいて、町の施設としてまず取得するという方向で動いているところでございます。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 6坪ぐらいということなんですけれども、その温泉はそこでお使いになる予定なんでしょうか、それともどこかほかのところへ引っ張っていくとか、そういうふうな形で、何かもうちょっと事業展開をするお考えでいらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） その場所は川に近いところなので、そこでそのまま使うというわけにはいきませんので、仮にどこか施設をつくれば、そこまで引いていく必要はあると思います。それは量的にはそんなに大きなものじゃありませんので、そんなに難しいことではないと思っています。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

今後ということだと思うんですけども、ほかのものとも今回の質問は関連するわけですが、非常にお客様も見えている中で、余り長い時間をかけてというよりは、早目の対応をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、旧田代分校のことでございますけれども、私のほうでお願いしましたご質問の後半の部分に入っているんですが、ここでちょっとお話が出ましたので、先にご質問させていただきたいと思います。

私は、旧田代分校に古民具がたくさん保存されているというか、それを目にしております。また、地元の方からは、これは大変貴重なものであるので、ここにしまっておくのはもったいないねというようなお話も伺っております。また、その反面、旧田代分校が老朽化をしているということの中で、あそこで飾れば一番いいんだけども、なかなか難しいのかなというようなお話もございますけれども、民具の旧田代分校の活用ということも触れられたんですが、町のほうとしましては、この旧田代分校の活用につきましてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 旧田代分校の活用なんですけど、確かに議員がおっしゃいますように大変老朽化しまして、なかなかあれを修復するのめどうかなというところがございます。

それで、中には確かに農具とかそういうものがしまい込んであることも事実でございます。その辺が展示できるかどうかというのは、ちょっとまだそこまで調査はしておりませんが、皆さんからお預かりしたものがあるといことは確かでございます。

またもう一つは、あそこで陶芸家の皆さんがそういう施設も使っておりますが、これも大分傷んできまして、こういったことも含めまして、農業体験推進室等、今、いろいろ検討を加えながら、それをどういう形で、都市と農村の交流ということも含めまして、昨年、実は三条、田代、弓木の皆さんにも一回お声がけしたことがあるんですが、なかなか不調に終わっているところでございます。そういったことを含めまして、これから地域の皆さんとどういう形の活用がいいかというのはまたご相談したいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、その辺に関しましては地域の皆様とのお話ということも、またよろしくお願ひしたいと思います。

それと、ハイキングコースの関連でございますけれども、以前より県道177号線の市川地先ですね、大道橋の付近ですけれども、こちらの見通しが悪くて、通学や歩行時に非常に危険であるというお話がありました、歩道が必要なのではないかと。歩道がちょうどカーブのところになくなってしまっているんですね。その関係で危ないのではないかとのお話がありました。

最近では、ハイキングにお越しいただく観光客の皆様がふえて、地域の人も人がふえたねということで喜んでいるところではあるんですが、その反面、横断をする様子が非常に危険

であるという、そういうお声もいただいております。ここの歩道の整備が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま県道177号線、市川1番地付近の歩道整備が必要ではないかということでございますけれども、これは、平成22年度に7区の方々から道路管理者であります千葉県に対しまして要望がありまして、平成23年度に、県のほうで大道橋から国道465号交差点間、約300メートルについて交差点改良、踏切改良を含む区間の計画を立案しまして、図面は作成されているとのことでございます。そして、用地図作成のための地権者立ち会いも実施いたしましたんですが、一部境界が未確定のままとなっております、そこで業務が中断しているというようなことでございました。

そういうことでございますので、今後、町のほうといたしましても、地元との調整を図りながら、また県のほうへ要望してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） いすみ鉄道を利用されるために高齢者の方もお歩きになっていまして、どうしてもあそこで横断するケースが大変多く見られます。そういった部分で、できるだけ事故が起きないうちに、何とか歩道の整備をお願いしたいという思いもございますので、大変な問題であるのかと思えますけれども、できるだけご尽力いただきまして、こちらのほうも早期のご対応をできるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次に、中野駅周辺に、地元の食材を使用した田舎食堂的な施設を指定管理者制度にて運営するお考えはないかをお伺いさせていただきます。

西畑地域の活性化に関し、以前、コンビニ型複合コミュニティショップの設置をお伺いいたしましたけれども、現在、移動販売車も実施されておりますことから、少し観点を変わらせてお伺いをさせていただきます。

いすみ鉄道、小湊鉄道の乗り入れ駅でもあり、いすみ鉄道へご乗車された方やカメラマン、ハイキングのお客様もふえております。お茶を飲むところが欲しいとお声もございます。また、ちょうどお昼どきの電車もありますことから、乗り入れ時間の活用をしていただき、ここで地元でとれたお米や野菜などを使用したおばあちゃんの味といいますか、昔ながらの味といった、そういった地元の料理を食べていただき、田舎寿司を出してもいいと思えますし、地域のジビエ料理なども出していただいてもいいのかなと思えますけれども、こういっ

たものを召し上がっていただく施設を設けて、地域の食文化の見直しと普及、地産地消や雇用の創出につなげていければよいのではないかと考えます。

私は、立派な施設でなくてもよいのではないかと考えております。列車やお車でお越しの方、ご高齢者の方、車椅子の方などにもご利用いただける施設であればよいと考えます。小さなお子様連れのご家族には、田舎の料理を味わっていただくという中で、食育にもつなげていくことができればよいと考えております。地域の方にもご利用いただき、触れ合いと思い出づくりの場となり、リピーターにつなげていただくような、そういう温かい触れ合いができる場になればよいと思いますけれども、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 田舎食堂の施設を設け、指定管理にて運営する考えはないかという質問でございますが、上総中野駅はいすみ鉄道と小湊鉄道の終着駅で、両線を合わせて年間約3万人弱の方が利用しています。また、駅周辺には光善寺や大塚山などの観光資源も点在しています。

そういう中で、先ほど申しました駅の裏の温泉を活用した施設を視野に入れながら、中野駅周辺の整備を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それは、先ほど温泉の活用ということでお伺いしたんですが、そこには食堂といいますか、そういったものも、今、私がご質問させていただいたようなことも含めてお考えいただけるということでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） まだ具体的には決まっていますが、そういうものを含めて考えたいと思っています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひお願いしたいと思っております。

やはり地元の方からも、せっかくあそこに人がいるのにという形で、ハイキング等も本当に人が来ていただいているんですが、正直なところ、お金を落としていただくということができないんですね。ハイキングには来ていただくんですけども、やはり観光で来ていただく方に、変な言い方ですけども、お金を落としていただくことによって、またそれが町の

中で回っていくという、そういう形になると思いますので、ハイキング、また温泉施設とあわせまして、お金を落としてもらえるような、そういった施設というか、方法もぜひご検討いただきたいと思います。重ねてご回答いただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その件につきましてはこれから検討してまいります。また、先ほど申しましたように、山田議員を初め議員の皆さんに意見をいただきながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、2番目のご質問という形の中で、捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の養成、研修と、ジビエ料理のコンクールの開催についてということでご質問させていただきます。

まず最初に、ジビエ普及のために、捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の養成、研修についてお伺いをさせていただきます。

最近、ジビエという言葉が耳にすることが多くなってきました。ジビエとは、狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化だそうです。フランス料理では古くから高級食材として重宝され、高貴で特別な料理として愛され続けてきたそうで、独特のうまみがある低脂質で高たんぱくなどの理由から人気が出ていて、調理法を工夫したジビエを出す飲食店が都心でふえているそうです。

イノシシ、鹿といえば大多喜町は名高いものがございます。食肉処理加工施設も持っております。狩猟した鳥獣の食肉の利用を促進することは野生動物の命を大切にすることにもなると思います。また、地域の特産品、観光資源、新たな食文化の創出ができ、地域の活性化にもつながるものとして注目されているところです。

正しい調理法を知っていれば、ジビエのお肉をおいしく調理することができるということです。そこで、ジビエ普及のために、捕獲鳥獣の食肉利用専門家の養成、例えば、お店とかでやっていらっしゃる方の場合には、さらなる研修というような形でもいいと思うんですけれども、その専門家の養成をするお考えはないか、お伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 鳥獣の食肉利用の専門家の養成ということでございますが、

鳥獣被害防止対策事業交付金で経費の2分の1の補助があります。

肉を利活用する獣類としては、鹿とイノシシがありますが、鹿肉につきましては、捕獲者である大多喜町猟友会、解体処理者と検討した結果、搬入方法、品質管理に課題があり、解体処理するか調整中でございます。イノシシについては、町内の食堂やたけゆらの里で、イノシシ丼や定食など趣向を凝らしたメニューを考案し活用しています。また、株式会社大多喜食品工房では、肉まんを商品化し、ウリ坊まんじゅうとして販売しています。

現状では、解体処理施設に搬入されるイノシシの減少や原発事故による肉の出荷制限などもあり、現在、専門家の養成については考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今ご答弁いただいたんですけれども、今、国全体として非常に有害鳥獣の問題がございます。今、国の制度を使いまして新たに加工施設をつくらうという、そういう動きも各行政区で出ているところがございます。その中で、当然、次の段階として、ジビエというお肉をどうするのかという形で、今、非常に皆さんが考えているところではないかと私は思うわけです。

農林水産省のこちらのチラシなんですけれども、これは私は見に行くことができなかったんですが、本年6月2日から6日まで、「ジビエ（野生鳥獣）について考える～地域資源としてジビエの有効活用～」ということで展示を行ったようでございます。その中では、イノシシや鹿がジビエ食材になるまでの流れ、地方自治体のジビエの取り組みの紹介、料理方法や加工方法の紹介、ジビエをおいしく調理する機械の紹介、ジビエ食材の新たな有効活用の紹介、日本ジビエ振興協議会の活動などの展示がされたようです。

県単位でジビエ研究会が設立されるなど、鳥獣被害が深刻な地域でジビエ料理の動きが加速しているとのことです。大多喜町でも積極的に研修をしていく必要があるのではないかと考えます。

ジビエ料理は、調理の方法が非常に大事だというふうにお伺いしております。その中で、料理をされる方については、そんなに新しい方法ではないようなんですが、真空低温調理法というものがあるそうでございます。この真空低温調理法を用いることによって、ジビエのお肉をおいしく召し上がれる、そういうことに対して、非常に機会を、幅を広くというんでしょうか、そういうことができるようなんですが、これには、やはりある程度研修をしていただいたほうが身につけやすいというような、そういったお話もいただいております。

中には、こういった中から障害者の就労につなげていっている地域もございますし、新たな加工品ですね、味をつけたジビエを真空加工パックのような形にして、それをお土産にするとか、そういった角度の形での販売をしていたり、また鹿とか動物の皮を加工して産業につなげていたりというふうに、各地方、各行政区において、非常に今、真剣に取り組んでいるところでございます。

そういった中で、大多喜町にお見えいただいているお客様の中にも、本格的に、例えばイノシシ料理はどこで食べられるのかというようなお声も非常に多いと伺っております。やはり大多喜町といったらイノシシ、鹿と言われている中で、その活用も本当に力を入れていただいて、大多喜町に行けば、本当においしく、またいろんなものをきちっと食べられるよと言われるような、そういった食のジビエのブランド化みたいな町になってもいいのではないかとこのふうにも思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 山田久子君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り4分となりました。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ジビエ料理ですけれども、イノシシの肉が今のところ絶対量が少なく、また鹿については、先ほども申し上げましたように、食品の管理、また鹿の肉の量的なものがありますから、とりあえずは専門家の養成ということは考えておりません。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 肉が少ないというのは別の問題で、狩猟、捕獲の問題とか、いろいろあると思うんですけれども、それは今回は置いておくとしたしまして、真空調理法を使うことによりまして歩どまりがかなり向上するというところでございました。有害鳥獣を処理する場合に、値段が高くなってしまふのは、歩どまりが落ちてしまうということが一つの原因というふうに言われております。こういった中で、歩どまりの向上にもなっていくというお話もありますので、またご参考にしていただけたらと思います。

次にですが、冬場の観光客の誘致も兼ねまして、ジビエ料理のコンクールを開催し、広く町内外からジビエ活用の仕方を募ってはどうかと考えます。ふだんジビエを食したことのない方々にジビエを知っていただく機会になり、町内での活用やジビエ普及につながっていくことができると考えますが、町の考えをお伺いいたします。また、冬場の観光の増にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ジビエ料理コンクールについては、捕獲イノシシの頭数の減少による肉の供給量が低下している状況であります。イノシシの肉を地域資源として活用することは鳥獣被害の防止にもつながると思いますが、肉の供給量が不安定であり、実施については考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

肉の供給量が不安定ということでございましたけれども、やはりこういった形の中で、被害が多くて困るというお声も多い中で、捕獲したジビエの肉を有効に使っていただくという、そういったこともこれからは大事になってくるのかと思います。

お時間もありませんので、これで終わりにさせていただきますけれども、またさらなるご検討をいただけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（小高芳一君） 次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 2番バッターで質問させていただきます。

人口増対策に絡む大多喜ダムの建設経過と跡地利用対策についてお伺いいたします。

本町の6月1日現在の人口は1万106人、男性4,916人、女性5,190人、けさの大多喜町のホームページにこう出ておりました。間違いのないと思います。1万106人、男性が4,916人、女性が5,190人でございます。何とか1万人を今キープしておりますけれども、このままいくと大変なことになります。そこで質問させていただきます。

人口減少問題は本町でも最重要課題であり、戦略室を中心に町のプロジェクトチームでも鋭意努力、検討されていることと思います。そういう中で、現在進行中の事業として、町民の皆様が一番関心を持っている大多喜ダムの建設予定地の跡地問題です。

西部田地先の大多喜ダム建設予定地の跡地利用の促進で、国・県から用地譲渡により、800人の全寮制学校法人三育学院の誘致計画について伺います。

確認の意味も含め、経過等について次の質問に入りたいと思いますが、その前に町長さんに、議員さんも傍聴に来ている皆さんも、聞いた人もいるかわからないので、もう一度確認

の意味で、町長さんが選挙期間中に、すごい意思というか、政策を言って、議員も知らないうちに何か話が進んでいるということで、もう一遍、町長さんから確認の意味で三育学院の誘致に関して一言お願いしたいと思います。課長さんも知っている人と知らない人がいるので、それは困るので、お願いします。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 三育学院の誘致ということで、知らない方が多いのではないかとこの話でございますが、この三育学院、大多喜ダム跡地につきましては、もう既に議員さんにもたびたびお話をしているところでございまして、議員さんが知らない話ではないと思います。そういうことで、それはもう既に数年前からやっている話でございます。

しかし、なかなかこの用地も、国・県が持っているものでございまして、全て国ではないんですが、国と県がそれぞれ持っておりまして、まずそういったものをどうやって地域にただけるかということの中から始まるわけですね。我々としては、大多喜ダムの建設というのは、最初からダムということでございますので、それはできることが望ましいわけでございます。しかし、諸般の事情で、やはり水需要がなくなったということの中で、これがやむなく中止となったということで、そういうことでこのダム跡地利用ということが始まっているわけです。ですから、3年前からもう既にその話をしているわけでございます。

そういう中で、1つ出ておりますのは三育学院大学の関連ですね。三育学院さんというのは、もう既に大多喜に大学がございすけれども、これを含めて、世界に1,700万人の会員がいるということの中で、世界各地にいろいろ施設を持っております。そういうことで、日本にも全国に各施設をたくさん持っております。そういう中で、大学がありますので、やはり大多喜にできれば集約できないかという中で始まっておりまして、できれば小・中・高・大と、そういう形の中で、またそれに付随する施設も一緒にということいろいろ進めておりまして、なかなか壮大なものでございます。そう簡単ではありませんで、大変大きな金額のかかる事業でございまして、先方さんもそのお金を用意しなければいけないということの中で、いろいろ詰めておりまして、ようやく先方さんも腹が決まってきたところでございますので、それらを含めまして、国・県、また事業者、町、また南房総広域水道企業団、こういった関連の皆さんと協議をしながら、今、鋭意進めているところでございまして、今ようやく具体的に進めようという方向が決まったところでございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、町長さんからるる説明がありましたけれども、ちょっと確認した

いんですけれども、議員が聞いたのは今言ったようなことなんですけれども、29年4月オープンということを、限定というか断定というか、そういうことで聞いています。

それと、選挙期間中に、800人で1人8万円ぐらいの補助金がどうのこうのというようなあれは、それはどういうことなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 最終的に、今お話し申し上げましたようにいろんな施設が来るとそういう形になります。ただ、今言いましたように大変壮大な事業でございます。ですから、一遍に29年4月にどんと来るということではなくて、それをまず一つ皮切りにつくりながら最終的にそうなりますよということなので、それは簡単な数字じゃございません。億の数字じゃなくて10億の単位の数字でございますので、先方さんもそのお金を用意するということは大変なので、そういうことで進めております。

それで、これは人口1人当たり、交付金というものをざっと人口で割り返しますと、大体1人七、八万円の数字が町に来ているんですね。ですからそういう効果もありますよ。ですから、そういうのも含めていろいろ、そのほかにも経済効果、さまざまなものがございしますので、そういったことも含めてのお話でございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

そういうわけで、私も地元にながらなかなか奥に入ったことがありませんでした。学生時分は、野球部ということで、冬の間はよく町有林をランニングしておったんですが、奥にはなかなか入ったことがなくて、まことに勉強不足で申しわけなかったんですが、今までのダムに関しての1つ目の質問で、当初の計画主体は国か県か、それとも町単独事業であったかについてお伺いします。また、建設に係る事業費及び工期、完成予定年度は初めの計画はいつだったのか、知っている人と知らない人がいるので、ダブるかもしれませんが、ご説明願いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜ダムの当初の計画主体、事業費用、工期、完成予定年度等に関するご質問ですので、それにつきましては、大多喜ダムの当初の計画における事業主体ですが、これは千葉県でございます。南房総広域水道企業団との共同事業となっております。建設に要する事業費等につきましては、平成23年3月4日の大多喜ダムの検証報告書によりますと、建設に要する費用は158億6,000万円、工期、完成予定年度は平成29年度とい

うことになっております。

以上が、計画がそれぞれ変わってきていますけれども、最後の数字でございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） それで、今まで実際にかかった費用というか、その辺も参考のために、今、課長さんから説明があったとおりになんですけれども、現在まで67億3,000万ですか、経費、間違いはないですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜ダム検証報告書によりますと、平成21年度までの予算の執行状況は67億3,000万円でございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 参考のため私もいろいろ勉強して調べたところ、当初は、スタートは1991年、平成3年から、中止が決定したのは平成23年ですか、そういうことで2011年3月4日で中止決定ということで、そういうことで経過は来ていますよね。

それで、ダムに関してはそういうことで、これは中止ということではようがないんですけども、中に橋とかすばらしい道路ができておるんですが、それは資料を見ると町道扱いになっておるんですが、その辺は県ですか町ですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） つけかえ道路ということだと思いますが、つけかえ町道ということで、平成12年12月あるいは平成14年2月にそれぞれ橋が完成しておりまして、つけかえ道路の工事着手自体は平成8年11月から実施してございます。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ホームページを検索していくと、すばらしい道路が町道扱いになっておるんですよね。

その辺はいいとして、次にまいりたいと思いますけれども、ダムの完成も29年ということで、町長さんも三育学院の誘致も29年4月オープンということをおっしゃっておるんですが、ダムの現在の裁量権は国ですか、県ですか、町ですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ダムの跡地の裁量権についてのご質問だと思います。先ほど町長からもお話がありましたように、ダムの跡地の土地の所有者はほとんど千葉県のように移転していると聞いております。したがって、現在、千葉県の裁量権というような形だ

と考えております。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

先ほど町長さんから三育学院の説明があったんですけれども、三育学院グループ一覧によりますと、沖縄から北海道まで全国に幼稚園から小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学と19カ所の学校があるようです。ただ、全寮制の学校は茨城県の北浦三育中学校の1校だけと聞きますが、これに間違いはないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 三育学院の学校法人は、学校法人三育学院、学校法人広島三育学院、学校法人沖縄三育学院の3つに分かれていますと伺っております。合計しますと、大学が1、短大1、専門学校1、高等学校1、中学校3、小学校10、幼稚園5となっております。

ご質問の全寮制の学校につきましては、中等教育機関、これは中学校と高等学校になりますけれども、その4校ということで、茨城県の北浦三育中学校、沖縄三育中学校、広島三育学院中学校、広島三育学院高等学校だと伺っております。また、大多喜町にあります大学ですが、これは全寮制ではありませんが、寮制を基本としているということでございました。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、町長を初め担当課長さんからの説明がございました。平成29年4月開校を目指して、今後のスケジュールと計画、予定というか、途中経過報告とか、そういうことをお聞きしたいと思いますので、現時点の進捗状況、どの辺まで話が確実にいっているか、ちょっとお聞きします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 三育学院からは、先ほど町長からもお話がありましたとおり、平成29年4月に開校を目指しているということで伺っております。そうしますと、この3年間で利用計画、用地取得、建築の設計、建築の工事までが完了しなければならないこととなるかと思っております。

現在の状況につきましては、三育学院とダム跡地の必要な場所の協議を行っている状況でございます。この場所が決定後に、直ちに地元への説明あるいは県との協議を行う予定で考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大変すばらしい計画であるので、これが完成、うまく開校までに行けるように、随時、やはり経過報告等を議会、町民に報告願いたいと思います。計画倒れにならないように一丸となって対応していかなくちゃいけないと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私は大分時間が余っちゃいましたけれども、この辺で質問を終わらせていただきます。

今後とも頑張ってください。よろしくお願ひします。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここで22分間休憩いたします。

（午前11時01分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時24分）

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

○11番（野中眞弓君） 私は、地球温暖化防止対策について伺いたいと思います。

大変スケールが大きいので、町政には関係ないのではないかと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、この10日間の天候を見ただけでも、この天候の変化に不安を覚えない人がいるでしょうか。

5月、6月の初めというのに、先月の30日の新聞あたりから毎日のように天候に関する記事が載ってまして、5月29日には、ことし一番の暑さで北海道でも33.7度、全国で真夏日になったのが150カ所と、ここから始まりまして、6月4日には北海道で90年ぶりの史上最高、90年前は異常気象だったと思うんですが、今はもう異常気象じゃなくて、この6月4日に37.8度を北海道でも観測したと。6月の北海道というのは、一番陽気のいいときで観光客が集まるのに、物すごい暑さだったわけです。

その反面、6月4日には、もう既に九州で梅雨に入って、宮崎県では降り始めてから2日か3日で500ミリを超える。それが翌日には四国に来てやはり500ミリを超える。紀伊半島のほうに来ては500ミリを超えるという、この猛暑と豪雨、地球が本当に荒れているということを実感せざるを得ません。異常な状況が異常気象ではなくて日常になっている。

そのほかにも、国内だけでもこういう変化があるのに、5月29日には、これもやっぱり新聞記事ですが、南氷洋の氷山が分離して温暖化が急速化するのではないか。それから6月2日には、日本のすごい猛暑を報道すると同時に、ヒマラヤを源流とする大きな川の上流部分の水流がどんどんふえている、氷河がどんどん解けているというニュースが涼しそうな写真入りで入っていました。誰が見てもこの状況は異常だということだと思います。

この深刻化する地球温暖化に対処するために、国連では専門家会議を組織しています。気候変動に関する政府間パネル、略称IPCCという組織を1988年以来組織しておりまして、今までに4次にわたって報告を出してきました。

そのIPCCは、3つの作業部会に分かれて温暖化についての検討を重ねてきています。今回、第5次報告として、第1作業部会は昨年9月に、第2作業部会はことしの3月横浜で、第3作業部会は4月初めにベルリンで、それぞれ総会を開いて報告を公表しました。公表された3つの作業部会の報告では、温暖化の深刻さが改めて浮き彫りになったと言われていま

す。

IPCCのパチャウリ議長の言葉ですけれども、温暖化抑制の電車に全ての社会人が早く乗らなければいけないということです。温室効果ガス削減のために、あらゆる国が踏み込んで責任を果たすことはもとより、国の取り組みを待つまでもなく、市町村や個人の取り組みも先延ばしにできない、積極的に取り組むべきではないでしょうか。

地球は、私たち今の世代が先祖から引き継いだ、私たちが勝手に煮たり焼いたりして食い尽くしていいものではないでしょうか。未来の世代にきれいで心地いいものとして手渡すべきものではないでしょうか。誰もが自分の孫や子に、皆さん、テレビできょうは天気が不安定になりますといったときに、竜巻は大丈夫だろうか、そんな心配はなさいませんか。竜巻とか、ちょっと雨が降れば洪水はどうだろうか、天気の暑いのが続けばひでりはどうだろうか、作物は枯れないだろうか、こういう地球を渡したくはありません。これは万人の願いだと思います。

本町も住民とともに積極的に温暖化防止対策を推進すべきであると考えます。それで、何点かにわたって伺いたいと思います。

まず1点目ですが、IPCCは3つの作業部会でそれぞれ報告を出しました。それぞれの3つの作業部会の報告の内容と、それから感想などを伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎照恭君） 1つ目のIPCCの作業部会の報告の内容、概要とそれに対

する感想について、国際レベルで非常に難しいと考えておりますが、お答えをさせていただきます。

第1作業部会は2013年9月に発表されました。温暖化の科学の報告です。気候システム及び気候変化の自然科学的根拠についてで、温暖化の要因は、人間活動が主な要因であった可能性が高いとしております。

第2作業部会は2014年3月に発表されまして、温暖化の影響と適応の報告でございます。気候変化に対する社会経済及び自然システムの脆弱性、気候変化のもたらす好影響、悪影響並びに気候変化へのオプションについてで、温暖化の影響が広範囲に観測されています。

第3作業部会は2014年4月に発表されまして、温暖化の政策の報告でございます。温室効果ガス排出量の約65パーセントが化石燃料を使用する工業プロセスからのCO<sub>2</sub>排出量が占められています。温暖化ガスの排出を大気中のCO<sub>2</sub>換算濃度では約450ピーピーエムとすることが必要等々でございます。

これに対する感想ということでございますので、国レベルとしては、1997年の京都議定書により、日本国といたしまして6パーセントの温室効果ガスの排出削減を約束していますので、削減すべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町長はいかがでしょうか。個人的な見解で構いません。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、課長が3部会についていろいろと説明をいたしましたけれども、これは確かに国のレベルではありますけれども、この気候変動につきましては、多くの皆さんがそう思っていることは間違いございません。ですから、やはりこういう状況というのは抑制していかなければいけないというのは私も同じ考えでございます。

特に、気候温暖化といいましても、温度上昇といいましても、年間に平均的に気候が上げているのは0.何度なんですね、わずかな温度なんですね。それで今の現象ということなんです。ですから、平均温度が1度上がっているわけじゃなくて、0.何度という状況でこういう状況でございますので、これは長年かかってきたものでございますので、国を挙げて京都議定書で出した6パーセント削減もそうなんです、それは、我々自治体も町民もそれぞれが、一人一人が削減の目標に向かっていかなければならないと思っています。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 課長につきましては闇夜で手を探るようなお勉強だったと思います。

おおよそ、その内容なんですけど、もう少しわかりやすく、私ども素人がわかりやすいと思いますと、第1作業部会については、18世紀の産業革命以来、地球の気温は上昇し続けている。今世紀末にはこのままだと4.8度上がるだろう。海面は82センチ上がるだろう。それは人間の活動の結果なんだという、ほとんど断定的に言っているわけです。82センチ上がるというのは本当に大変なことで、日本で言えば、東京とか大都市圏はみんなゼロメートルに近い状況なわけですから、推して知るべしです。

第2作業部会については、海面上昇や気候変動が生態系の破壊や水や食料の不足、あるいはひいてはそれらの奪い合いで戦争の惹起への懸念も第2作業部会は表明しています。そして、日本の環境省も農業や環境、人間の健康や生態系などへのさまざまな影響が起こると指摘しております。そして、第2作業部会の今回の大きな指摘の一つは、温暖化が大規模になれば状況は深刻で、かつ広範囲に置き、不可逆的影響、つまり後戻りができない状況に陥る可能性がある、これはすごく恐ろしいことだと思うんです。

そして、第3作業部会なんですけれども、第3作業部会は、これからどうするかというと、一国ではできないと、国際協力が必要だということを強調していて、この21世紀末に気温の上昇を2度未満に抑えられれば何とかなるだろうと。そのためには、温室効果ガス排出目標を、2050年時点で2010年と比べて40パーセントから70パーセント減らせ、そして2100年にはゼロパーセントに減らせ、そしてこの取り組みは2030年までに取り組まないと、いろんなことをやらなきゃいけないけれども、温暖化対策の手段の選択の幅は本当に狭くなってしまいます。これは穏やかな言い方だけでも、手をつけられなくなるということだと思います。そして、再生エネルギーと省エネがポイントになる。原発については各種の障壁とリスクが存在する。つまり原発はだめだということをやっているわけです。

こういうIPCCの報告の中身を、私は国民全体が共有していくということがこれから大切だと思うんです。町が温暖化対策に取り組むときも、この基本的な考え方を町民に徹底させていただきたいなと思います。本当にお勉強、ご苦労さまでした。

2点目の質問なんですけど、町長も担当課長も温暖化対策の必要性をおっしゃいました。その中で、ちょっと認識不足ではないかと思われる点があります。安倍さんは、京都議定書、25パーセント減らすというのを廃棄しまして、日本は原発を使えなくなったので3パーセント増だということを、6パーセント減ではなくて3パーセント増だということを公表しまして、世界から信頼を失っているというのが今の日本政府の状況です。石炭に

よる火力発電もどんどんふやすことを是としています。

2点目の質問ですが、町として温暖化防止対策等をする上で地域資源循環と結びつけた計画を立てて、積極的、計画的に対策を進めてほしいと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 2点目の町として低炭素社会実現のまちづくり計画これは仮称ということでございますがそれを立てて、積極的、計画的に対策を進めるべきとのこととございますけれども、本年3月に、大多喜町地球温暖化対策実行計画これは事務事業編でございましてけれどもこれを策定いたしました。これは環境省において、地球温暖化対策の一環として地球温暖化対策の推進に関する法律というのがございまして、これが定められております。その法律により、地方公共団体はみずからの事務及び事業に伴って発生する温室効果ガスの排出削減等計画を策定し、計画期間と達成すべき目標を設定するとともに、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めることとしております。

目的といたしましては、大多喜町の事務事業に係る省エネ等を推進し、温室効果ガス排出量を削減するものでございます。対象範囲は、役場の全事業拠点の事務及び事業でございます。計画期間は平成26年度から平成30年度までの5年間、目標といたしましては、平成25年度を基準年といたしまして、5年間で温室効果ガス排出量を5パーセント削減するものでございます。

なお、この実施計画には省資源の推進、この省資源の推進というのは、コピー紙等の適正使用、用紙の再利用、上水の適正使用、ごみの減量・リサイクル推進等を盛り込んでございますが、地域資源循環の取り組み、この地域資源循環といいますと、家畜の排せつだとか生ごみ、それから建築発生木材、し尿汚泥、稲わら、未利用間伐材等がこの地域資源循環の取り組みに当たると思うんですけれども、これにつきましては事務事業編につきまして含まれておりませんが、町民の皆様へは、温室効果ガス排出量削減の啓発、普及に努めていただけるよう考えております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 既にことしから、事務レベルの省エネについては取り組む計画ができていたというお話でした。地域資源については今回のそれには載っていないということとすけれども、それを住民とともにすることが必要だと思うんです。

平成17年から18年にかけて新エネルギービジョンというのをやりました、大変なお金をかけて。それが打ち上げ花火で終わってしまいました。どこに問題があったかというのを見ますと、新エネルギーについて、住民とともに成功している町の計画などをとってみますと、きちんとした計画が、打ち上げ花火だけではなくて、何年までにこれをこういうふうにするというような、それから炭酸ガスの排出量をこのくらい削減できるんだというような計画もきちんと立てているんです。大多喜町の場合は報告だけなんです。きちんとどういうふうに取り組むのかということ、大多喜町でもいま一度専門家の力もかりながらやっていく必要があるのではないかと思います。

時間があと少ししかありません。3点目にいきたいと思います。計画をつくることについては、よろしく願いいたします。

3点目は、具体的な取り組みのことなんですけれども、計画ができなくても単発的にできることだと思っております。

そのうちの1つ目ですけれども、今、大多喜町では、再生エネルギー普及のためにソーラーパネルについては補助金が出ています。ところが、そのほかの省エネ装置については、勝浦とか御宿町では、今年度から燃料電池や蓄電池、複層ガラス補助、複層ガラスは入っていないかな、住宅用省エネを教える簡単な機械、それから電気自動車の充電器とか、そういうものに対して補助金制度があるのですが、本町ではどうなんでしょうか。非常にソーラーパネルに比べて特殊ではありますけれども、省エネにはなります。ご説明をお願いします。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君に申し上げます。

申し合わせ時間の持ち時間、残り5分となりました。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 3つ目の当面の事業展開についてですけれども、まず燃料電池や蓄電池、複層ガラス化等、住宅用省エネルギー設備導入の促進では、県の住宅用省エネルギー設備等導入促進事業がございます。対象設備といたしましては、1つが住宅用太陽光発電。

（「すみません、わかっています。やるかやらないかだけお願いします。もう一つ残っていますので」の声あり）

○環境水道課長（川寄照恭君） では、夷隅郡市の状況を確認させていただきました。勝浦市と御宿町がこの事業を導入しております。25年度実績では、太陽光発電を除いた設備では、2自治体ともゼロ件であったと聞いております。県の状況を見ますと、54市町村ございませ

て、そのうちにこの5設備を導入したところが24市町村ございました。太陽光発電を除いた住宅用省エネルギー設備等導入促進については、今後の必要性、いわゆる需要を踏まえて進めていきたいと考えております。

なお、複層ガラス事業につきましては、県補助金といたしまして、平成21、22、23年度の3カ年で事業が終了しております。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） このところでは入れなかったんですけども、意外とポピュラーなものにエコ給湯があります。エコ給湯について町独自の補助金制度、県がやらないんだったら補助金制度をやって、省エネを推進するという考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎照恭君） エコ給湯ということでございますが、今のところまだ考えておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 最後になりますが、まきストーブやボイラーなどの木質エネルギーの個人家庭での利用促進、そして公共施設での冷暖房の木質エネルギー利用への転換、そのことは、前に、温暖化対策だけではなくて産業振興という意味も含めて24年度にやっているんですけども、改めて、この方向で、林業の振興も含めて、地域経済循環も視野に入れて取り組む考えはありませんか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川崎照恭君） まきストーブやボイラー等の木質エネルギー利用促進ですが、環境問題等の観点からすれば、森林機能保全やCO<sub>2</sub>などの温室効果ガス削減に効果があると考えております。補助事業として取り組むことは、町単独費でございますので、現在のところ導入は考えておりません。

先ほど、事例もございまして、南房総市では、間伐材のまきを燃料といたしまして、施設園芸農家の暖房機購入費の一部を市単独で補助しております。これは、一般家庭のまきストーブとか、そういうものの助成はございません。南房総市では2分の1でかつ20万、この金額を補助してございまして、昨年度は、5件で100万円ほど補助しているようです。実際に、ハウスで使う暖房機を買った場合にどのくらいするかといいますと、130坪、430㎡ぐらいで

しょうか、これで大体40万ぐらいかかるそうです。それと、200坪の場合だと、このハウスだと660㎡ですから、50万から60万ぐらいの暖房の機械が必要だということでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町が取り組むということは、やっぱり町独自の財源で頑張るということなので、今、本当に地球温暖化が逼迫しているわけですから、財源がない、財源は、去年は1億3,000万も基金に積み立てました。あしたの補正予算でも、何か随分大盤振る舞いだなというようなお金の使い方もしているかと思えます。

どんなことがあっても、やっぱり地球の怒りを静めようではありませんか。今までの考えの範疇ではなくて一步踏み込んだ対策を求めて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

○1番（根本年生君） 根本です。質問させていただきます。

私の質問は、1日目と、またあしたもあるんですけども、関連しているものですから、きょう30分で終わらなかった分については、あしたまたやらせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

それと、休憩時間に、私がホームページから引用して簡単につくってもらったものを配付させていただきました。突然で申しわけございません。私がホームページから引用したので、ちょっと間違った表現とか、一部ふさわしくない写真とかが載っているかもわかりませんので、その辺は許していただければと思います。よろしくお願いします。

では、質問させていただきます。

まず、先日、多くの新聞、テレビ等で、私もコピーをたくさん持っているんですけども、発表されました、国が行っている将来推計人口をもとに産業界や学識経験者である日本創成会議が取りまとめた提言です。このまま人口減少が進み、地方から大都市圏への人口流出が現在のペースで続けば、地方の多くの自治体は30年後には若年女性の数が半減するという内容です。大多喜町の減少率も61.8パーセント、危機的状態だと思われれます。若い女性が減少すれば、ますます人口減少に拍車がかかるものと思っております。

将来消滅する可能性がある自治体の中に大多喜町も入っております。これは私が考えるに、消滅可能性都市という表現は、そうならないようにこれから努力すれば何とかなるんだよという警告であると受けとめております。人口減少は、もう何年も前から叫ばれています。これは1年1年先送りすることによってますますその状況は厳しくなっております。一日も早く、正しい政策というんですか、効果のある政策を打っていかなければならないと思っております。

それで、大多喜町の平成26年4月末の人口は、私が調べましたところ、外国人を除いて4月末で1万44人、ことしじゅうには1万人を切ることは必至です。将来推計人口の予測によりますと、平成17年に行われた予測だと、大多喜町が1万人を切るのは3年後ぐらいじゃなかったかと思えます。明らかに速いペースで人口減少が進んでおります。

このまま推移すれば、社会保障や生活交通の維持が困難になり、税収減で破綻する可能性があると思われまます。このような中、大多喜町では、相当の危機感を持って対処していると思えますが、その件について伺いたい。

まず初めに、この提言の内容についてどのような認識を持っているのか、また、予想を超える人口減少が続く大多喜町の現状をどのように考えているのか、お願いします。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 日本創成会議の提言の内容についての認識と大多喜町の現状についてのご質問に回答させていただきます。

この提言は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口をもとに算出されたもので、国立社会保障・人口問題研究所の推計と比較しますと、2040年の大多喜町の総人口は、6,361人が5,984人とさらに377人減少しております。また、20歳から39歳の若年女性も、428人から320人と108人減少する提言がなされたものでございます。人口の減少問題につきましては、町の最重要課題であると位置づけ、各種施策を実施しておりますが、今回の提言は町にとっては厳しい内容だと認識しております。

また、大多喜町の現状についてのご質問につきましては、住民基本台帳人口で比較させていただきました。2010年から2013年までの3年間の人口につきましては、外国人を除き503人減少しており、1年間当たり167人と、国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回る減少数になるのではないかなと推計されます。

なお、若年女性につきましては、住民基本台帳上では、3年間で901人が827人と74人減少しております、やはり厳しい現状で危機感を感じております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町のほうも大変厳しい状況であると、それで人口減少が最重要課題であるという認識を持っておられるということをお聞きしました。

では、その最重要問題である人口減少を防ぐに当たって、前年度、前々年度と比較して、平成26年度は予算編成において相当思い切った予算措置がされたと思いますが、どんな形で重点配分されたのか。私が見る限り、25年度とさして変わっていないんじゃないかと、もっと集中と選択で、これに思い切った予算を投入して何とかするべきではないかと。それと、若年女性の流出、これも大変な問題ですので、それらの施策を行っていくべきと考えます。

どのような重点配分がされたのか。やるやると言っても、予算に反映されていなければ言葉だけで終わってしまうと思っています。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ご質問の平成26年度予算において人口減少を防ぐ予算につきましては、第3次実施計画及び過疎地域自立促進計画における定住化・少子化対策事業等として、出産祝い金支給事業、乳幼児及び児童医療費の助成、住宅取得奨励金助成事業、住宅リフォーム工事助成金、空き家バンク制度に対する事業及び結婚活動支援事業を新年度予算に計上させていただいたところでございます。

また、平成26年度から新規に実施した事業といたしましては、保育園の保育料を、3歳から5歳の園児2人が同時に保育園へ通う場合、2人目の保育料を無料化する支援策を講じたところでございます。さらに、政策戦略室を設置し、町の重要課題、新たな定住化施策や交通施策等を専門的に推進しております。

もう一点のご質問の20歳から39歳の若年女性の流出を防ぐ施策についてでございますが、特に新たに平成26年度から若年女性を対象にする新規事業はありませんけれども、既存事業として、先ほど述べた事業に加え、当該女性の家庭環境、家族構成や仕事等によりそれぞれ異なるとは思いますが、子育て支援事業、教育関係あるいは福祉関係の事業が該当するものと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今おっしゃっていただいたんですけれども、新規というと保育園の2

人目からの半額、平成25年とさほど変わっていない。この予算編成で人口減少を防げと思っているからこれだと思うんですけども、私としては、これでは不十分だと、余り危機意識がないんじゃないかなろうかということをおもうんですけども、これで十分ですか、これで防げますか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 定住人口の維持という問題なんですけど、これにつきましては、やはり交通政策あるいは子育て環境、定住環境、教育あるいは福祉、企業誘致、情報発信等、あらゆる分野で一体となって取り組む必要があるのではないかなというふうに考えております。町の特色、立地条件等を生かした施策、政策等を推進し、また発信することによって、移住、Iターンをする人などが大多喜町を選択してもらえるようにすることが大切なのではないかなというふうに考えております。

今まで本当に進みが悪かったようなご意見もございしますが、ことし政策戦略室を設置して、これらの問題に積極的に対応していく予定でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町長、町長も事あるごとに人口減少が最大の問題だとおっしゃっていると思います。ただ予算編成にあらわれていない。これからやるといっても、去年もたしかやるやると言って予算編成に反映されていない。町長はやりたいんだけど、予算上何か制約でもあるんですか。やっぱり予算に反映されないとなんかできないと思うんですけども、町長がやりたくてもやれない状況になっているんじゃないかと思うんですけども、何かその辺で問題があるんですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人口減少につきましては、これをどうやってとめていくかということにつきましては、今、議員がおっしゃるとおり、事あるたびに私はお話をしているところでございます。しかし、施策につきましては、それほどかわりばえはないということの中で、今お話もいただきました。確かにやれることはやってきております。

先ほどの人口推計も、あらゆるシンクタンクあるいは日本創成会議等の資料を見ましても、何もしなければその状態になるということでございますので、当然、この資料も22年度あたりからのものもあるし、もっと前からの資料もございしますので、もう既にそういう施策については織り込み済みの中での今の推計であろうと考えております。ですから、相当大胆な施

策を打ちなさいということであろうというふうに考えています。

そういうことで、今、課長の答弁にもありましたように、政策戦略室の中で、今、最大の課題は、大多喜町の不便さということ。子供さんが高校を卒業した段階で、親御さんが大体大多喜町を離れさせて首都圏に行くということ、そこからもう帰ってこないということが1つあります。

また、もう一つは、大多喜町には、住宅施策もなかなか進んでおりませんが、若い方がこの地域で住めるような、買いやすいようなとか、求めやすいような住宅施策、こういったことは大胆に進めていかなければならないと思っています。

こればかりではないんですが、企業誘致も含めてそうなんですが、この辺につきましては今練り上げていますので、また議会のほうにもご提案申し上げたいと思いますが、相当大胆な施策を打たなければ、先ほど根本議員がおっしゃられたような、そういう数字になっていくことは間違いありませんで、最終的に消滅の町の中に大多喜町も入っています。そういうことで、そうならないように、そういう大胆な施策を打ちながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） いろんな意見があって、多少批判を受けるかもわかりませんが、思い切った施策をお願いしたいと思います。

続きまして、2030年、先ほどもちょっと出ましたけれども、15年後には、このままのペースで進めば、予想よりはるかに早いペースで進んでいますから、7,000人を切ると推測されます。30年後には、提言どおりこのまま進めば破綻する可能性もあると思います。

それで、私はまた資料を調べさせていただきましたけれども、ここにあります各区の人口の総計と年齢別、大多喜町には63区あります。そのうち、ゼロ歳から4歳までの子供がいないというところが9区、全体の14パーセントです。1人しかいない、これは11区、合わせると20区、17パーセント。仮にゼロ歳から4歳まで、5人以上なら1人いるんだけれども、4人だと1人掛ける0.何パーセント、そのあれだと、72パーセントも町の子供が各区少なくなっている。

そういった意味で、このままいくと、福祉、交通、消防、買い物、ごみ収集、水道、有害獣、農業、教育、防犯、災害防止等、現在と同じような行政サービスが維持できるのか。このままでいけば維持できないんじゃないでしょうか。30年後の大多喜町の姿をどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたい。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） この提言された内容につきましては2010年を基準にされておりますので、30年後、2040年に現在と同じ行政サービスを維持できるのかできないのか、また、できないとしたらどのような将来の大多喜町の姿かというご質問についてお答えさせていただきます。

30年後には現在より行政サービスが向上することが、これは理想です。町が何もしない場合、あるいはさまざまな施策を行っても提言されたとおりの人口が減少し、国の財政が現状のままであれば、現在と同じ行政サービスを維持するのは難しい状況になると推察されます。

将来の町の姿についてですが、町では、これから8年ないし12年先までの総合計画、基本構想、基本計画を策定することとなります。この策定にあわせ、中学生や高校生を含めた町民アンケートを実施したり、若年女性にもアンケート調査を実施したり、率直な意見を聞かせていただいたりする予定でおります。

これらのアンケート結果や意見を踏まえ、少しでも人口の減少を防止できるような施策を実施するとともに、町の特色を生かした施策、例えば圏央道を活用した交通政策や、先ほど町長からもお話がありましたが、土地の流動化を図るような対策等を展開して、提言された内容のとおりにならないように努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほど総合計画なんかで相当思い切った計画を立てるということですが、提言に書かれただけでもなかなか実行していない、私は前回も言ったけれども、実行されていない分もたくさんあると思うんです。

今後は、総合計画の中に大胆なことを盛り込んで、それを必ず実行するという決意でよろしいですかね、町長。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、議員がおっしゃるとおりでございます、やはりそれを実行しなければ、今現在の、いろいろシンクタンクあるいは日本総研の出された資料というものが現実味を帯びてくるわけです。それは、全体の数字から見まして、やはり50パーセント前後のことを含めると、全国の70パーセントの市町村がそういう憂き目に遭うわけです。

そういう中で、本町につきましては、首都圏から約1時間という立地条件の中にあります。ですから、全体の中では条件としては非常にいいわけでございます。ですから、打つ手はま

だ十分あると思っています。そういうことで、大胆な施策をスピードを持って実行できるよう進めてまいりたいと思います。これは鋭意努力します。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 大いに期待していますので、よろしくお願いします。

続きまして、次の質問で、現在、各課でいろんなことを本当にやっています。しかし、それが一元化されていないというんですか、一つにまとまっていない。各課一生懸命やっているんだけど、それが外に情報として発信されていない。

前回の3月議会のときにも質問したんですけれども、プロジェクトチームとかつくて、それで各課の課長が横断的に縦断的に対応しているよと。その中でも言ったんですけれども、皆さんは本業を持って、私もずっといろんな課でいろいろ教えてもらったり、いろんなことを言うんですけれども、皆さん大変忙しい。こういった問題を片手間でやるような形になっているんじゃないでしょうか。最重要課題ということであれば、専門の分野を設けて、そこに人員もお金も権限もある程度集中させるような形でやっていかないと難しいんじゃないでしょうか。

先ほどのチラシの件ですけれども、私、ホームページからつくらせてもらったんです。まず、大多喜町に住んでもらう、人口増を図るには、大多喜町を好きになってもらわなくちゃ誰も来ないです。住んでもらうに、結婚相手を探すにしても、まず大多喜町を好きになってもらう、これが大前提だと思います。

それで、その下にいろんな政策を行っています。住宅政策、こういったものを一つのことと入れて、これは建設課でやっていると思いますけれども、あと、住んでもらったら、当然、結婚して子育てします。そうしますと、子育てする人もいるし、独身で来る人もいます。婚活事業も大多喜町はやっています。

しかし、大多喜町に住んでもらうに当たり、大多喜町のよさを、こういった内容を来る人たちに理解してもらわないとなかなか、相手は気に入ったけれども大多喜町は余り好きじゃないから、出ていっちゃうということになりかねないと思うんです。これは企画課でやっています。

次の妊婦の健康等、これも保健師が自宅に訪問して不安や悩みについて助言しますよということもホームページに書かれています。それで、子供が生まれると10万円の祝い金、第3子は30万。赤ちゃんが生まれると、これもまた専門家が訪問して助言、指導を行いますと、こんにちは赤ちゃん事業。保育所、児童クラブでは生後6カ月からの子供を早朝から夜まで

預かっています。保育所は、先ほど出ましたけれども、2人目からことしから無料にしました。中学3年生までの医療費、これは小学生は全て無料だと思いますけれども、中学生は入院費のみということだと思います。それと働き方の就労支援も行いますと、これは千葉県の協力を得ながらということを書かれています。

こういったことを各課ばらばらでやるのではなくて特定の課を設けて、お聞きしましたら、今度企画財政課でやるんだよということを知りました。どこまで決まったのかわかりません。ただ、決めることは簡単なんですけれども、それをどのような体制をつくって、どのような形で実行に移すのか。

そうしたら、企画財政課は奥ありますので、もっと玄関の前に、入って、大多喜町に住んでみませんかみたいな大きな看板を掲げて、その係は窓口の近くにいると、そこで全てこういった内容については説明できると。これは役場の職員であれば、申しわけないですけども、少し勉強すればあらかたのことはわかると思うんです。そこで、この問題はあっちに行きなさい、この問題はあっちに行きなさいじゃ、なかなか進まない。

この間も問い合わせがあったんですけども、役場に行ったけれども、申しわけないですけども、ちょっと親身がなかったと言うんですね。それで帰ってきちゃったという連絡があったんですけども、まず、住みたいと思ったときに一番最初にどこに行くか、役場に行くと思うんです、大多喜町は不動産屋といってもそんなにありませんので。そうしたら、役場に来てその対応がどうか、本当に親切丁寧に優しくやって、そうすると大多喜町の印象というのかなり違うと思うんです。第一印象が大事だと思うんです。そこで、ちょっと冷たくあしらわれたり、何だ面倒くさいなんて思われると、誰も来てくれないと思うんですね。ですから、ぜひ専門の課を設けて、そこに専従の職員を設けて、権限も与えて、皆さんが住みやすい町をアピールできる。

それと、ホームページに書かれていますけれども、こういったことは大いに宣伝すべきだと思いますけれども、果たしてこれが誇れるようなものなのか。いいものもたくさんあります。しかし、近隣の市町村と比べて、ぜひ大多喜町に住んでくださいという内容になっているのか、町自体、職員も議員もそういったことがないと住んでくださいと言えないですよ。だから、そういったものを検討する課をぜひ独立させてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、町長の内部の組織ということですので、総務課のほ

うからお答えをさせていただきたいと思います。

議員さんもおっしゃられましたけれども、以前も同様の質問がされております。課の設置を定住化のためにする考えはないかということですが、何回も出ていますけれども、ご指摘のとおり、人口減少、これを防ぐことは町の最も重要な課題の一つでありまして、町長も常々職員にそのように言っております。

このことから、例えば都市から本町へ移りまして、主に農業を行おうとする方、こういう方を支援するために、平成24年度に産業振興課に農業体験推進室を設置しました。現在、NPO法人と協力しまして、住まいの紹介ですとか農業体験などを行っております。

また、さまざまな課題に対しまして、縦割りでなくて横断的に検討できるプロジェクトチームをつくりまして対応しておりますけれども、定住化対策につきましても、このプロジェクトで課を超えて取り組む体制はとっております。

また、先ほどの答弁にもございましたけれども、今年度から定住化施策ですとか交通施策、こういう重要な施策を一層進めるために、企画財政課に政策戦略室を設置いたしました。現在2名の体制でございますが、専属でこれに当たっております。今年度、こういう機構改革を行っておりますので、今後、これらを中心に各課で協力して人口問題に取り組んでいきたいと考えておりまして、現在のところ新しい課の設置は考えておりません。

それで、根本議員さんが立派な資料をつくっていただきましたけれども、今言われましたように、どういうものをつくってホームページに載せても、最終的に移住する方は、電話が役場に来るし、直接役場に来ると思います。ですから、そこでそれに対応する職員、その職員の知識ですとか、話し方ですとか、態度、そういうものが非常に大切になると思います。それによって、大多喜町に本当にいい印象を持つか、そこで悪い印象を持つか、それが本当の分かれ目だと思いますので、そういう接点を大事にしたいと。そのためには、職員の研修ですとか知識の習得、そういうものに努めて対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君に申し上げます。申し合わせ持ち時間、残り3分となりました。

○1番（根本年生君） はい。ぜひお願いしたいと思います。

続いて、5番の問題は、時間がないのでここでしませんが、あしたにします。すみません。

あと、今、NPO法人のみらい塾さん、一生懸命やられていると思います。そこに定住の問い合わせがかなりあると。しかし、空き家というんですか、それを提供する場所がない。

ですから、去年の実績とか、ことしこんな形で定住化の希望が来ているよと。しかし、町のほうとしては空き家がないのでなかなか対応できていないとか、その辺のNPOさんのやっている事業についてどのように考えているのか、お願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農業体験推進室とみらい塾で進めている定住促進事業ですが、移住者の実績ですけれども、平成24年度6組で7人の方が、平成25年度2組で3人の方が移住しています。平成26年度は4月に2組で6人の方が決まっています。

今後については、10人の方の移住希望がありまして、空き家リストは9軒ありますので、随時進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 皆さん一生懸命やっていると思うので、役場がもっと協力して、ぜひ押し進めてもらいたいと思います。

最後に、またあしたも関連の質問をしたいと思いますが、行政の方は本当に一生懸命やられています。それは私も重々わかっています。ただ、危機感がまだ不足しているんじゃないか。それともう一つ、危機感といえば、町は一生懸命やっているんだけれども、その情報が町民の方に伝わっていないんじゃないか。町民の方の協力なくして人口減少問題は解決しないと思っております。

今後、町民と一体となって人口減少問題に取り組むべきだと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員のおっしゃるとおりだと思います。確かに町民と一体とならなければできないということでございます。空き家につきましても同じようなことが言えるわけです。まだまだ空き家は幾らでもあるんですけれども、なかなかお貸しいただけないということもたくさんございまして、先ほどご質問の中にあっただけでございます。

これから人口減少をとめていくためには、やはり町だけではなくて、町民の皆さんとともに、また、特に役場の職員の資質の向上というんですか、人材育成ということで、今、進めておりまして、各年齢別、年代層別の研修会も定期的に進めている中で、やはり先ほど窓口に来られた方々、そういった方々が、本当に気持ちよく快く帰っていただけるような、そういう対応ができなければいけないと思うんです。

ただ、大多喜町の職員も200名近くの方がおります。さまざまな人がいるわけですから、全部それを均一化にするというのはなかなか難しいんですが、やはり一人一人の資質の向上というのはどうしてもやらなければいけない。そういうことも含めまして、町民と一体となって進めていきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ありがとうございます。

ちょっときつい言葉になっちゃったかと思っておりますけれども、大多喜町を思っているということでお許しください。

またあした関連の質問をさせさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小高芳一君） 以上で、1番根本年生君の一般質問を終了します。

---

### ◎散会の宣告

○議長（小高芳一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって本日の会議を閉じます。

明日9日は、午前10時から会議を開きます。

なお、あすは、町勢要覧作成のため、本会議終了後に議席の写真撮影をお願いしたい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご連絡をしておきます。上着を持参されるようお願い申し上げます。

また、大変お疲れのところではありますけれども、議会運営委員会の委員の皆さんには、この後、議会運営委員会が開かれますので、議員控室にご参集いただきますようお願い申し上げます。議題は、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願外1件の陳情書等の取り扱いについてでございます。よろしくお願いをしたいと思います。なお、12時40分から開催をいたしたいと思います。

本日は、これにて散会とします。大変ご苦労さまでした。

(午後 零時29分)

第 1 回大多喜町議会定例会 6 月会議

( 第 2 号 )

平成26年第1回大多喜町議会定例会6月会議会議録

平成26年6月9日(月)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	志関武良夫君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	小高芳一君		

欠席議員(1名)

2番 正木武君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	三上清作君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	川寄照恭君	特別養護老人ホーム所長	齋藤健二君
会計室長	高橋啓一郎君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第2号）

日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 2 同意第 1 号 大多喜町名誉町民の推挙について

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第 1 号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第 5 議案第 2 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

日程第 6 議案第 3 号 平成 26 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関す  
る

請願書

日程第 8 請願第 2 号 「国における平成 27（2015）年度教育予算拡充に関する  
意

見書」採択に関する請願書

追加日程第 1 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

追加日程第 2 発議第 2 号 国における平成 27 年度教育予算拡充に関する意見書の提出  
に

ついて

---

◎開議の宣告

○議長（小高芳一君） 議員各位を初め執行部の皆さんには、昨日の本会議に続きご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は11名です。したがって、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長（小高芳一君） 本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますので、ご承知願います。

---

◎諸般の報告

○議長（小高芳一君） なお、きのう開催いたしました議会運営委員会において、請願、陳情の取り扱いにつきまして協議をいたしましたが、手話言語法制定を求める意見書提出を求める請願につきましては、福祉経済常任委員会協議会において協議することといたしました。

また、陳情につきましては、その趣旨がわかるように写しを議員各位に配付いたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、2番正木武君が入院加療中のため、欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

---

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） これより日程に入ります。

日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、人権擁護委員候補者の推薦についてということで、議案書の5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町三又380番地、氏名、唐鎌良枝氏、生年月日、昭和26年5月18日生まれ、現在63歳でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

現在、総元地区の人権擁護委員として江澤かすみ委員をお願いをしております。江澤委員におかれましては平成26年9月30日をもって任期満了となり、再任を固辞されておりますので、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の唐鎌良枝氏につきましては、36年間教員として奉職され、平成24年3月に退職されました。人格識見も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でありますので、ぜひ議員皆様のご承認を賜りたいと存じますので、よろしくをお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、諮問第1号は、被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第2、同意第1号 大多喜町名誉町民の推挙についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 同意第1号 大多喜町名誉町民の推挙についてのご説明を申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

同意第1号について説明させていただきます。

本件につきましては、元大多喜町長であります宍倉一輔氏を大多喜町名誉町民に推挙するため、条例の規定に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

名誉町民は、町民または町に縁故の深い者で、広く社会の進展や学術・文化の発展に貢献し、または町の功労者としてその功績がひとときわすぐれており、郷土の誇りとして町民から尊敬されている者に対し、大多喜町名誉町民の称号を贈り、これを顕彰する制度でございます。これまで、町村合併後の初代町長で、その後も長く町長を務められた故尾本要三氏と、県会議員を務められた故斎藤万祐氏の2名を名誉町民として推戴しています。

ご承知のとおり、宍倉一輔氏は、昭和42年から11年間にわたり町議会議員を務められ、その後、4期16年間町長を務められました。この間、生活基盤の整備や農林業の振興、教育の推進など、本町の発展に多大な貢献をされ、その功績は群を抜いております。よって、大多喜町名誉町民としてその功績を長くたたえようとするものでございます。

なお、この名誉町民の推挙に当たっては、5月19日に名誉町民審議会を開催し、全員の賛同を得ております。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、同意第1号は、これを同意することに決定しました。

---

◎一般質問

○議長（小高芳一君） 日程第3、一般質問を行います。

なお、この議会での一般質問の時間は通告順によりますが、質問時間については、麻生勇君は1時間、この後の通告者は答弁を含めて30分となります。

通告順に発言を許します。

---

◇ 麻 生 勇 君

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） おはようございます。1番バッターで時間はたっぷりあるそうで、よろしくをお願いします。

きのうは山田議員、根本議員、両議員が町おこしあるいは人口問題、定住化について一般質問がありましたが、私も、このことが町おこし、定住化、活性化につながると思いますので質問いたします。内容は、タケノコのオーナー制度についてでございます。

大多喜町の主要産品であるタケノコが、昨年の台風の大風による影響で葉っぱが落ち、また、ことしの2週連続の降雪がタケノコ生産に多大な影響を及ぼしたと聞いております。気のせいか知りませんが、その竹山の葉の色がやけに黄色に目立つようになっていました。竹林の後継者不足からか管理十分でないところに台風や降雪で拍車がかかったように思います。

さて、町では町おこしまたは観光にと活性策が一応成果が出始めていて、喜ぶべきことでもあります。しかしながら、このことはまだまだ緒についたばかりであります。また、その成果もある一部分のような気がします。

私の住んでいる西畑地区は、他地区に比べて手つかずで、置いていかれているように思えてなりません。そこで、広大な面積を占める竹林を、管理十分でない場所や荒廃している竹林を利用して景観と観光が両立できないものか。後継者問題で管理できない竹林の保全管理や景観的にもよくなるように、大多喜町はタケノコの産地だと言われるようにふさわしいようにできないものか。従来行っているタケノコ園と違ったものをつくれなにかと思い、2点伺います。

1つ目は、町全体の手がつけられない管理不足の竹林はどのくらいあるのか。

また、タケノコのオーナー制度の導入です。タケノコのオーナー制度の導入は鴨川市でも実施しておりますが、観光的にもそれなりに効果もあり、定住者もふえているように聞き及んでいます。ほかの生産地でも、リンゴ、ミカンあるいはキュウイ、サツマイモなどのオーナー制度なるものを新聞等の記事で見たことがあります。

所有者が個人的に管理できない山をオーナー募集で管理してもらい、シーズンにはどんどん本町に来てもらい、オーナーが自由に収穫していただけるようにできないものか。そうすることで竹林の保全と観光と町おこしができて活性化につながって、うまくいけば人口増にも寄与できると思いますが、伺います。

まず1つ目、町全体の管理不足の竹林はどのくらいあるのか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 管理が不足している竹林はどのくらいあるかというご質問ですが、竹林の面積は、平成25年度千葉県森林林業統計書の数字で373ヘクタールとなっております。また、管理が不足している竹林については、具体的な数字はわかりませんが、面積は増加しているものと推測します。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 373ヘクタール、それよりもまだまだふえているというようなことでございますけれども、まず管理できない理由でございますが、高齢化や後継者不足がそうさせているのでしょうか。質問します。お願いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 管理ができない理由ですが、高齢化や後継者不足、また鹿、イノシシ、猿などの獣害被害や、タケノコの生産自体が人力作業で重労働であることも原因の一つと考えられます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 鳥獣被害については、たびたびこの一般質問でも出ていますけれども、鳥獣の保護があって、駆除が思い切つてできないというようなことも聞いておりますけれども、これだけふえてきますと、全捕獲するくらい積極的にやっていただきたいと思えます。

ある場所で捕獲しようとして銃を向けるとどこかへ行っちゃう。一旦追い回すんですね。

結局は全部捕獲できない状態のようなんです。だから、そのぐらいの勢いでもまだまだ全滅できないと思うんです。そんなことをできればやっていただきたいと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 有害鳥獣の駆除については、猟友会に年間60回以上の一斉捕獲等をやっております。国の政策も変わりまして、保護から管理というような状況に変わっていますので、積極的に取り組んでいきたいと考えます。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

それで、タケノコ生産は先ほども重労働であるということでありましたけれども、私もそう思います。そんなことで、竹林の財産を無駄にしないように、また、生産したタケノコを無駄にしないように、付加価値をつけて町の特産品の開発を進めて、生産者にも励みになるようなことはできないものかと思っておりますので、質問いたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） タケノコに付加価値をつけて販売できないかというご質問ですが、現在、タケノコの加工品に水煮、塩漬け、酢漬け、タケノコご飯のもとがあります。千葉県産業振興センターや夷隅農業事務所と、特産品の開発や農作業の普及で必要に応じて打ち合わせを行っておりますので、その場で加工について話し合ってみたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） いろいろな開発をされているようなんですが、生産者のところでは、こんなものはだめなのかなと思いつつ捨てているものもあるんですね。だから、できるだけ拾い上げて、その物が利用できるようなものにしていただきたいと、そんな計画で進めていただきたいと思っております。

次に、タケノコのオーナー制度の導入でございますが、この問題についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） タケノコのオーナー制度の導入でございますが、本町の場合、山は低いですが、比較的急峻な地形となっていて、管理をするにもタケノコを掘るにも厳しい条件となると思っております。また、一筆を貸すのか区切って貸すのかによって借地料が変わっ

てきます。他市町村では、森林組合や農協、ボランティア団体などが事務局となって実施しているようです。本町も筍生産組合がありますので、意向を聞いてみたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 組合等の意向ということでございますけれども、具体的にどのようにしたらよいのか、その辺もお願いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 筍生産組合などに意見を聞いてみますが、実施するのであれば、竹林所有者が主体となって行うようになると思われれます。管理運営する事務局などの組織づくりが必要になると思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 実施するようになったらなんでございますけれども、個人的には多分無理だと思いますので、ぜひ指導等、推進に対するご協力をお願いいたします。

次に、このオーナー制度の導入については地権者の協力が必要であることはわかりますけれども、その協力に対するPRを町が中心になり音頭をとってやってもらえないものかというところでございますが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） このオーナー制度については竹林所有者の理解と協力が必要であり、他県で実施している市町村がありますので、参考にしながら、組織づくりやPRなど町も協力できるところは協力したいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） いずれにしても、スタートするときには具体化させるところまでの協力は絶対必要であります。もしも具体化した場合の協力は絶対お願いしなければならないと思いますので、よろしくお願いいたします。

このオーナー制度ができたとしたならば、竹林の保全と景観がよくなり、そのことで人の往来がふえ、町の活性化につながると思いますが、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） オーナー制度を実現させるためには、大多喜町の実情に合っ

たルールづくりが必要になると思います。管理できなくなった竹林をオーナー制度により整備していくことは、竹林が保全され景観がよくなるだけでなく、都市住民の森林や林業への理解が深まり、また都市と農村の交流人口が増加し、町の活性化につながると思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 活性化については、先日、老川の小学校のプレゼンで、町の活性化は子づくりだという話も冗談で言っていましたけれども、人口がふえなければ活性化はできないような気がいたします。きのうの根本議員の質問にもありましたけれども、やっぱり積極的に攻めていかないと町は人口減少にどんどん進んでいくということになると思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。

オーナー制度の導入が成功してうまくすれば、鴨川の棚田で実施していることは多分皆さんご存じだと思いますけれども、観光にも定住化にもつながっております。テレビでやっていたけれども、本町でも定住化や人口増に寄与できると思いますので、この推進することを積極的にやってもらえるでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） オーナー制度の導入で定住化が進み、人口の増につながるかというご質問でございますが、都市と農村の交流人口が増加し、農林業に興味を持つ人がいれば、定住する人もいるのではないかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 本当に定住化できるような仕組み、仕掛けづくりをぜひやっていただきたいと思います。

いずれにしても、冒頭で言いましたけれども、活性化がおくれているところは西畑のような気がしてしようがありません。きのうも私が昔遊んでいたガス井戸の話をしていましたけれども、ガス井戸の利用も絶対やっていただきたいと思います。政策戦略室がせつかくできたので、町長特命でもいいですから、それをぜひ進めていていただきたいと思います。ぜひ活性化ができるようにお願いします。

そういうことで、興味を持たせる企画、取り組みが必要であると思います。竹林の所有者では攻めることはできないと思います。このことは、若い人たちの引き合わせと同様に結婚、やっていますね、あそこでね。同様に町が中心となり、定住化にもつながることですので、

ぜひ旗振りをお願いいたします。

町長、まとめて何かありましたら。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私のほうでまとめて何かということでございますので、今の質問のやりとりをお聞きいたしまして、まさに定住化という意味では非常に効果があると思います。ただ、先ほどお話にもありましたように、やはりいろんな部署で少子高齢化というものが現在進行しております、これは農業だけではないわけですね。あらゆる分野で少子高齢化というものがああります。特に少子化という問題があるわけです。

その中で、今お話をお伺いしている中で、農業体験支援室、これが、空き家をできるだけ、都市の人たちに農業をとということできいろいろ進めておりまして、そこそこの人が来ていただいております。そういうこととかみ合わせながら、竹林のオーナー制度というものは組み合わせできるのではないかなと思っております。

非常に興味のあるご質問でございました。そういうことで、私どもはきょうのご質問を踏まえまして、農業体験支援室、そこと空き家バンクというものを組み合わせた中で、オーナー制度というものは活用できるかなというふうに考えております。

○議長（小高芳一君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） きょう朝のテレビで、やっぱり過疎化で悩んでいるところがありまして、日本の島全体の人口が半分以下になっているという話を聞きました。ふやす意味で1人月8,000円出して、年金ぐらいの収入で集めてくるんですけども、従来いる島民がそのお金で出ていっちゃって、文化の継承ができないというような話もしておりました。大多喜町もそんなになるといけないんですけども、できれば、さっきも言いましたけれども、積極的にお金を出してでもやってもらえたらいいのかなと思います。

また、隠岐の島で、前に私、寺の坊さんと話したときに、隠岐の島で、力士の隠岐の海がいますね。あそこの出身なんですけれども、隠岐の島の高校がだんだん人口の減少とともに生徒が少なくなっちゃったということで、全寮制をやったらしいですね。島ですから、入ってくると出ていけないということで、学校の教育にもすごくいいというような話を聞きました。

きょう三育学院の話がありましたけれども、ぜひそんなことで町おこし、活性化を進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、麻生勇君の一般質問を終了します。

---

◇ 根 本 年 生 君

○議長（小高芳一君） 次に、1番根本年生君の一般質問を行います。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） きのように引き続きまして質問させていただきます。

きのは、人口問題が非常に危機的な状況にあると、そういう認識を町がどのように持っているかということを質問いたしました。それで、町のほうも大変危機感を持っているという認識は持っているということは、十分把握できましたので、きょうは、やる、やると言っても、実際それが政策に反映されてこないと何にもならないと思うんです。危機感を持っていても何もしないということであれば、持っていないと同じではないかと思っております。

それで、政策というのはいろいろあるんでしょうけれども、私が1つ掲げるのは、国が行う地域における少子化対策事業、これは、政府が危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取り組みを支援するため、平成25年度補正予算において約30億円計上し、成立いたしました。そして、26年3月に1次募集があり、平成26年5月に2次募集がありました。また、役場のほうからいただいた資料等にもよりますと、第3次が9月にもあるというような文面になっていたと思われまます。

行政の皆様が人口減少に歯どめをかけるという難問に一生懸命努力している中、自分も勉強しなければいけないと思い、内閣府の少子化担当者と何回か打ち合わせをし、一度は訪問したいと言ったんですけれども、これは県を通じたの事業なので、最初は来てもいいよと言われたんですけれども、県を通じたの交付金なので直接市町村の関係者が来て困るよということでしたので、それで県のほうの政策企画課、それと実際にこういった人口問題に対処する児童家庭課の担当者に直接訪問いたしまして、その内容を確認させていただきました。

内容を聞くと大変すばらしいものであり、これをやれば、大多喜町においても結婚から育児まで切れ目のない支援体制を早急に確立することができれば、人口減少を防ぐことができるのではないかと、ふやすことは無理にしてもかなりそのスピードを緩めることができるのではないかと認識を強くしたところでございます。

その件について、行政のほうもこのことについてはご存じだと思うんですけれども、今回国が行う地域少子化対策事業についてはどのように思われていますか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 根本議員さんから、今回の国が行う地域少子化対策事業についてどう思われますかということですが、内容については、今、議員さんのほうから説明がありましたけれども、市町村が地域の実情に応じた地域独自の先駆的な新規事業を長期的展望を視野に入れて計画策定し、その事業を実施した市町村に交付金の交付を国のほうが行う事業でございます。実施期間につきましては平成27年3月31日、26年度事業でございます。補助率は10分の10、上限額は市町村800万円となっております。

この事業は、先ほど話しましたけれども、26年度実施のみの事業が対象ということで、2年目以降も長期的展望ということで継続事業を毎年やっていかななくてはいけないんですが、当初の年度のみの助成ということでありましたので、財政状況の厳しい中、町予算でのその事業は大変厳しい制度ではないかと考えられます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、詳しい事業の内容についてはお答えいただきましたけれども、この事業に対するの評価というものについてはどのように考えているか。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 事業自体の評価ということですが、結婚、妊娠、出産、育児を全部一貫して行う切れ目のない支援ということでありますので、事業につきましては大変いい事業ではないかと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 国が少子化対策に交付金を出すということは初めてのことだと認識しております。その補助率も100パーセントです。それだけ国も非常に危機感を持っているのかと、国が100パーセント出す事業というのはほとんどないんじゃないかならうかと思っております。

それで、1次募集、2次募集になぜ応募しなかったのか。今の答弁でありましたけれども、再度、どうしてやらなかったのか聞かせてください。

○議長（小高芳一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（三上清作君） 第1次募集、第2次募集になぜ応募しなかったのかというご質問でございますが、先ほど回答した中にも入っていたんですけれども、先駆的な新規事

業ということ、それと26年度のみの実施事業が対象ということでありましたので、2年目以降の町事業予算が大変厳しいということで、応募はしませんでした。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 大変すばらしい事業だけれども、来年度以降国が補助してくれるかどうか分からないからやらなかった。でも通常考えて、私も国に聞いたんですけれども、通常1年目、こういった多額の資金を出して、仮にある程度軌道に乗った市町村があったときに、2年目以降、国が補助しませんと言ってぱったり切り捨てるんですかと言いましたところ、それは国のほうも大変な危機感を持っているので、27年度以降は、具体的にはまだないけれども、それでぴったりやめて、一生懸命やったけれども途中でおじゃんになるような、そういった事業を果たして国がやるんですかと聞きましたら、いや、そういったことは多分ないでしょうと、はっきり明文化していないけれどもということでした。

そういうことなので、国が普通常識で考えて、1年目にこんな多額の30億という予算をつけておいて、ある程度軌道に乗った段階で、来年度以降補助しないと、事業をやらなくてもいいですということはあるんじゃないかと思っております。

では次に、この事業をやるについて、私は26年3月、いろいろインターネットとかで情報収集した中で、こういった事業があるということを知りまして、そのときは公募の期間間際だったんですけれども、前任の課長さんとか町長さんにも、こういったのがあるのでぜひ検討してみたらどうですかということをお話しました。そうしましたら、町長のほうは、こういった事業があるのであれば、やれるものであればやったほうがいいだろうというような認識であったと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの根本議員さんの、確かに一体的な少子化対策というのは評価できるものであるんです。ただ、職員のほうにも、補助事業については隅から隅まで、また国以外のいわゆる天下り団体にも非常に補助事業があります。そういうことで私ども、そういう補助事業の一覧の本も用意させて職員のほうには見させています。そういうことで職員もあらかじめそういうものは理解していると思います。

ただ、やはり大多喜町の財政の健全化という中で考えていくときに、補助の中身については、非常に補助の内容のいいものと、いわゆる手をつけてはいけない補助というのが私はあるような気がするんです。それで、今お話にもありましたように、まさに時限的な補助事業

というのは、時限的にやる補助事業そのものは、時限的に合うような事業に充てるのがいいであろう。恒久的にずっと出し続ける補助事業というのは、補助事業としてそれは継続性がなければならないと、こういうのが私はあるのではなかろうかと思います。

それで、大多喜町が財政の健全化を保ってきている背景には、補助事業の使い方というのが非常に大多喜町の職員はしっかりしているのかなと思っています。ですから、確かに10分の10という補助事業の中で、1つ、この事例とは違いますが、例えば大多喜の踏切をやりましたね、あれは10分の10なんです。あれはあれで1本で決まってしまうから、補助事業としては非常に価値はあるんです。しかし、それを継続的に毎年やる。だけど、補助事業というのは、町もそうなんです、時限的な補助事業、補助はずっと出しません。ですから時限的になりますので必ず切れてきます。

そういうことで、恒久的財源を必要とする補助事業というのは、大多喜町は従来からやってきていないような気がするんです。それが今の財政の健全化につながっているような気がいたします。

そういうことで、我々もいい事業はどんどん手を出していきたいと思いますが、そういう中で、町にとって財政的にどうかということを考えるときに、やはり職員もその辺をしっかりと選択しながらやってきているように思います。

そういうことで、恐らく子育て支援課のほうも、恒久的財源というものを考えたときに応募しなかったのかなというような思いがするわけでございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 町長の言うことはよくわかります。しかし、今回の補助、よく勉強してみればわかるのではなかろうかと思うんだけど、要は結婚から育児まで切れ目のない支援の体制をつくりなさいよと、その体制をつくるに当たっての費用、要は講師を招いたり、そういった皆さんに結婚するといいですよとか、子供が生まれるところですよとかという、そういった啓蒙活動、そういった体制をつくりなさいということだと思うんです。体制をつくって行政も十分認識する、一般の町民も認識して、大多喜に住んで、結婚して子どもを産んで、それで子育てに関する補助とかいろいろあるから、実感として大多喜町に住めば幸せになれるよという、そういった体制づくりをやりなさいということだと思うんです。

それで、恒久的でないと言った、単年度でつくりなさいということでしようけれども、さっき言った2年目、3年目補助を、ある程度軌道に乗ってやったけれども、まだ不十分であったと、そういったものについて補助ができないのかというのは、ちょっとどうかなという

ことで認識しているので、こういった体制を何しろつくらなくちゃいけないんじゃないかと思っています。

今ばらばらに、きのうも私つくらせてもらったんですけども、こういったいろんなことをやっているんだけど、ばらばらにやっていて、要はどこで何をやっているのか情報発信が足りない。それと、結婚に向けた情報の提供なんかにしても、まず大多喜町のよさを知ってもらわなくてはいけない。大多喜町に住めば幸せになれるんだよという、そういった情報発信を行ってから、そういった認識を得てから、婚活事業もやるそれで、婚活事業に来た人たちだけじゃなくてもいいんですけども、住めばこういった補助金があるよ、子どもが生まれたらこうだよ、子育てはこうですよということを誇れるような、そういった形をこの補助金を使ってぜひつくるべきじゃなからうと思っています。その件についてどうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員のおっしゃる意味はよくわかります。ですから、同じ切れ目のないというものについても、ソフトの部分でどうかということだと思いますけれども、確かに使い方によっては、それは次年度にそんなに負担がかからなくて済むのかなというところも考えられます。

これは工夫次第かなと思いますが、どちらにしても、先ほど申し上げましたように、恒久的財源を生み出すものについてはなかなか難しいなと思いますけれども、それほど負担のかからない形での確立という意味では、非常に価値があるのかなと思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は、補助金が出るからやりなさいと言っているわけではないんです。こういったことが必要でしょうと、こういったことに動き出すには何かきっかけがないとできないんじゃないですかと。たまたま国がこれで10分の10補助金を出すんだよと、これをきっかけにして皆さんで英知を集めてこういった体制をつくと、それが結果的に補助を受けられないような状況でも、こういったことをやるのが大事なんじゃないですか。補助を受けなかったら町の単費でもいいじゃないですか。何しろ人口減少問題は最重要課題なんですから、先ほど麻生議員もおっしゃっていましたがいろいろな案があると思うんです。そういったことを検討する場というんですか、そういったものも含めてつくるべきだと。だから、補助金が出る、出ないにかかわらず、こういったことはやるべきではないかと思いたすけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 副町長

○副町長（鈴木朋美君） それでは私のほうから、今、質問をお聞きした中で答弁させていただきましても、根本議員がおっしゃられていること、十分よくわかります。補助を使っているいろんな対策を練ってみたらどうかということなんですけれども、実際、今後の事業につきましては、結婚から妊娠、そして子育てまでの一貫した対策ということなんですけれども、もう既に町のほうとしても、これについては、結婚については出会いの広場とかそういったものを開催していますし、また、妊娠に当たっては健診回数をふやしたり、あとは出産については出産手当だとか、また子どもが生まれれば、出生手当といいますか、補助金というか、祝い金を出しておりますけれども、そういったことで町としても、生まれれば今度は保育園、保育園についても日曜保育ですとか、あるいは時間外保育等も実施しております。また、保育園から小学校へ上がれば医療費の無料化だとか、いろんな対策も今、町としてもやっているのが実情です。ここで言っている一貫した切れ目のない支援ということで実際やっております。

そういうことで、町としても今、結婚から出産、子育てという一貫した対策は、少ないかもしれませんが、町で限られた予算の中で今現在も取り組んでおります。

定住対策につきましても、新たにできました政策戦略室のほうで当然練るわけですが、政策戦略室のほかにも町のプロジェクトも幾つかございますので、そういう中で、人口問題については本当に真剣になって考えていかないといけないということで、町のほうも取り組んでおります。

この補助金につきまして、今話がありましたように、今年度で補助事業が終わってしまうということなので、限られた予算の中でやっていくには、新たな事業に取り組むことは、ちょっと考えにくい面もありますので、それらについては、今現在の事業の充実、そういったものを踏まえて人口増対策に取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私も今やっている政策を批判しているわけじゃないんです。ただ、今やっている政策で果たして人口減少問題を解決できるんですかということで危惧しているんです。今、本当に皆さん頑張って一生懸命やっているけれども、このままでは人口減少に歯どめがかからないんじゃないですかと、何か動き出さないとだめじゃないですかという思いで言っております。また随時その件はやっていきたいと思っております。

それで、先ほど答弁の中でも出ましたけれども、人口増問題は、今度、政策戦略室、ここが一元化して1本の窓口で行うということによろしいのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 政策戦略室のほうですけれども、新たな人口増対策、そういうものに着手していくということで、今まで各課でそれぞれ定住対策ということで、交通政策、子育て、定住、いろいろな問題があると思います。そういうものの補助関係をまとめるのは、企画政策のほうで今までどおりまとめるような形で、新しく施策を担当するのが政策戦略室ということでございます。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、大多喜町に仮に住みたいという人が来たとき、大多喜町役場に来訪するなり電話があるなり、問い合わせがあったときにはどこが対応するんですか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それにつきましては、企画財政課の中の企画政策系のほうで対応するような形になります。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうすると、今、企画政策の担当の方は奥のほうに引っ込んでいるような形だと思うんですけれども、お客さんが来てすぐ窓口のほうに移動すると。わざわざ来たお客さんが、どこですかって、あんな狭いところを歩いていくような形じゃなくて、もっと窓口に近いところへ移動するなり対応すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今、根本議員がおっしゃるとおり、企画財政課の企画政策系は奥のほうですけれども、少し事務所の模様がえをしまして、直接行けるようにはしております。

それで、そういう方が例えば窓口の税務住民課ですとかそういうところに来て、そういう話があれば、税務住民課の職員が企画財政課の企画政策系まで案内すると、そういうような体制はとっていきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そうすると、そこで一元化、結婚から子育てまで全部そこで説明して、担当者を呼んでくるとかじゃなくて、そこで全て対応できると考えてよろしいですか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在、企画政策係のほうでワンストップで、例えば就農に関する補助金ですとか、医療関係あるいは子育て関係のことがわかるようにはしておりますけれども、細かいことについては、それはわからないこともあるかと思いますが、当面はそこでワンストップで情報提供ができるというようなことになっております。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃぜひそこで、そんなに難しいことじゃないと思うんですよね。私はわか仕立てで申しわけないけれども、ちょっと見ればあらかたのことはわかると思うんです。細かい1円、2円の金がどうのこうのといえ別かもわからないけれども、あらかたのことはわかるのではなかろうかと。ぜひ一元化してそのように対応していただきたいと思えます。

それで、先ほどの答弁で、3次募集があるのでぜひやってもらいたいと思っているけれども、先ほど町長、副町長さん初め皆さん、これはもうやらないということなんですけれども、これはそんなに難しいことなのかなと私は思っているんですが、4つの事業がありますよね。結婚に向けるあれ、あと妊娠、あと出産、育児、4つの項目があるんだけど、いろいろ調べて県や国に聞いたところ、4つの事業を全て町がやらなくてもいいんですよ。4つのうち1つだけ先駆的で大多喜町の実情に合った事業をやれば、その分については補助しましょうよと、あと残る3つについては県の事業にのっかってやりますよと、これと対応してやりますよということでも補助金は出ますよと。

それで、これ自体が、国が補助をつけて、県も補助金をつけて、そういった事業について補助をするということだと思います。ですから部分的でもこの事業の採択を受けられないということではないということ聞いております。

それとあと、県のほうも、今まで私が行ったときにはいまいち動きが鈍かったんだけど、新聞報道とかでも、県が今度対策推進チームを発足させたと。この新聞の記事を見ると、手を挙げた自治体と連携してアイデアでも練って、人口対策について自治体と県と協力してやりましょうよということで、その中に栄町とか匝瑳市、香取市さんなんかはもう既に手を挙げているようです。県と連携して何か事業を起こさないと、単年度の事業だから金がないからできませんよと。じゃできる範囲でやればいいんじゃないかと思うんです。

県が立ち上げた対策推進チーム、ここと一緒に連携してやる、そういったお考えはありますか。

○議長（小高芳一君） 根本年男君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り5分となりました。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 県のほうの人口減少・少子高齢化社会に対応した施策検討会というので、今年度から開催されることとなっております。これは、1つは県の内部での少子化対策推進チームというものと、あともう一つ、市町村との施策検討会ということで、地域振興事務所単位で地域別に地域固有の現状、課題、影響の整理、有効な施策等の検討を行うようにということで、今年度からこの問題については、企画のほうを担当すると思いますけれども、実施する予定であります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、本当に早急に対応を練ってもらいたいと思います。ますます人口が減っていけば減っていくほど体力は落ちていく。今のうちなら何とかなるのではないかと思いますので、早急をお願いします。

あともう一つ、隣のいすみ市のほうも調べさせていただきました。いすみ市のほうは、地域プロモーション施設、そういったものを立ち上げて、民間と行政と一緒に協働でそういった活動を行うと。それで、インターネットで開いても、定住化対策というと、いすみ市さんはまずトップに出てくるんですね。それで条例みたいのもつくって民間と行政が一体となってやっている。要は民間のほうでも、議員も全員多分そうだと思う、民間の方々も人口減少については本当に危惧しています。これを行政だけでやろうとするとなかなか難しい面もあると思います。

だから、民間と一緒にこの対策を練る、いろんな英知を出し合うと、そういった制度をぜひつくるべきだと思います。この件はどうですか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員のおっしゃることはよくわかります。実は県のほうもいろいろ、今、新聞報道にありますような対策あるいは国のほうもいろいろ発表します。しかし、県の会議に行きますと、やはり県も実はなかなかそういうプランがないんですね。ですから、市町村に何とかプランを出せと、そういうのが実情であります。ですから、県の会議では常にお互いにプランを出し合って、とにかくいいものをつくろうよということが本音のところなんですね。

ですから、今、根本議員がおっしゃいましたように、我々町でもいろいろプランをつくりながら、いいものをとにかく出してほしいというのが県の本当の気持ちなんです。県自体がそれを持っているわけではなくて、各市町村でアイデアがあったら出してほしいというのが現実なんですね。

ですから、我々もそういう方向性に向かって、町もできるだけそういう期待に応えられるようなプランをつくっていきたいと思っています。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、私どもも本当に一緒になって協力しますので、みんなで英知を出し合って、こういった歴史のある大多喜町が破綻しないように、ぜひみんなで協力し合ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小高芳一君） 以上で、根本年男君の一般質問を終了します。

一般質問の途中でありますが、ここで10分間休憩をいたします。

(午前10時59分)

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。

きょうはネクタイをされている方がおりますので暑いと思います。上着を脱いで結構であります。

(午前11時10分)

---

#### ◇ 山 田 久 子 君

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

次に、10番山田久子君の一般質問を行います。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 平成26年第1回議会定例会6月会議において、議長のお許しをいただきましたので、昨日に続きまして、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。先ほどの麻生議員からのご質問と類似している点があるかと思っておりますけれども、よろしくお願ひいたします。

初めに、有害鳥獣対策についてお伺いをさせていただきます。

国では、鳥獣被害の深刻化を受け、2023年度までの10年間に頭数を半減させる取り組みに乗り出しました。大多喜町ではこれに先駆け、大変ご尽力をいただいております。最近、イノシシが少し減ったのではとのお声も聞こえます。本当にありがとうございます。

そこで、大多喜町における頭数半減への取り組み計画はどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大多喜町におけるイノシシの半減の取り組み計画でございますが、国では半減させる取り組みとして、通信技術などを用いた捕獲技術の高度化、射撃場の整備、鳥獣被害対策自治体の設置推進、鳥獣保護法の規制緩和などを行うとのことです。

町においては、通年のわなによる捕獲、侵入防止柵の延長、猟友会による年間約60回の銃による一斉捕獲、狩猟免許取得者に対する補助金の交付などを行っております。新たな取り組みはありませんが、国の動向を見ながら、有効な取り組みがありましたら積極的に取り入れたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。

それでは、本年度から変更になった事業や新規事業などがありましたら、改めてお伺いをさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 本年度から変更になった事業、新規事業については、平成26年度、27年度において鳥獣被害防止緊急捕獲事業を実施します。この事業は、町が支払う報償金のほかに、捕獲に係る経費の補助として、鹿、イノシシに限り上限6,000円まで上乘せするものです。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。この上乘せということに関しましては、猟友会の方も非常に喜んで、励みになるというようなお声も伺っているところでございます。

先ほどの柵の件なんですけれども、何年か前になるんでしょうか、地域ぐるみの侵入防止柵の設置ということで、何軒かがまとまって柵を設置するという、こういう事業がなされたかと思いますが、その際に、日にちが決まっていたということで、そういった状況の中で自

分がそこまで設置できないので、それでは一緒に事業する人に迷惑をかけてしまうからというような形でご遠慮、応募をやめてしまった方、また、耕作地等が離れていた関係で、その枠組みの中に入ることができなかつたと、例えば道路があつたりとか、いろんな形の中で、そういう形で残ってしまわれたお宅もあるということで伺っております。そういう方の土地が餌場となってしまっているということなんですけれども、これに対する対応策というのは何かございますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 現在、3戸以上あると国の補助が受けられると。それと、遅くなった場合に、要するに工期がないからということですのでけれども、それについては早目に発注をしたいと考えています。それから、1戸、1団地残ってしまったという件に関しては、国・県にも要望しておりますけれども、また町の単独事業もございますので、それを利用していただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 県・国へのご要望もぜひお願いしたいと思います。

その中で、町の単独事業の助成のほうはどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 3分の2だと思いますけれども、上限が1万5,000円まで補助金を出すようになっていきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 1万5,000円ということで、補助がないよりはずっといいんですが、耕作地が大多喜町の場合はかなり広いので、柵の使用量もかなり多くなるということで、1万5,000円では本当に大変であるという、そういうお声を聞いております。

こちらのほうも、3戸組みのときですと全ての費用を持っていただけたということで、あと残ってしまった方が費用の負担が大きくてやれないということなんです。逆に、そのときにお仕事等、遠慮してしまつて残ってしまった方が、県の検査があるので日にちがと、申しわけないな、皆さんに迷惑かけちゃうなということだったらしいんだけど、さほど検査もなくという状況だったということで、それであれば材料をもらつておけばよかつたなど、そういうようなお話も伺っております。また、お年寄りの方が、自分でその日にちまでに柵

をつくることができないということの中でご遠慮してしまったという、そういうお話も伺っております。

そういう中で、柵をつくり終わった方が、材料があれば、今度は私たちが力をかしてつくってあげることができるという、そういうようなお声も伺っております。

ぜひ県・国に、こういった孤立化してしまったところが餌場となってしまっていて非常に大変であるということで、再度、こういったところにも同じような形で助成していただけるような形をお願いをしていっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 国・県に要望しているのは、古くなった連柵の網の更新とか、1団地で1戸でもできるようにというような、あとは竹山でも網ができるようなことも要望しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 確かに今、課長がおっしゃいましたように、2重柵というんでしょうか、そういったものが有害鳥獣対策に対してかなり有効な方法の一つであるということも耳にいたしております。そういう中で、まだ町民の皆さんはそこまでのところの認識がないように思います。前の柵はどうするんだ、棒はとっておくのか、網をかえていいのかというところもありますけれども、実際、今回、会所のほうで既存のところにも今回新たなものを2重柵でやりましたところが、キョンに対しても非常によかったということでお話も伺っております。

ぜひそういった形で、もう少し町民の皆様にもいろいろな情報を流していただきたい。周知をしていただけると、じゃうちはそれを使えるかなとか、こういうふうにできるかなということも、またご相談に伺わせていただくこともできるのではないかなと思うんです。やはり町民の皆様、一度いただいた情報だけで、もうこれはだめだというふうになってしまっていて、おらがうちは何するんだいという状況でございますので、ぜひまた細かい情報を指導いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その件に関しては、ことしもこれから要望をとりますけれども、そこでまたそういう指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、猿とキョンの被害対策についてなんですけれども、町としまして、この件に  
対しての対策についてはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 猿については、昨年度、猿対応の箱わなを40基作成し、被害  
地区を中心に設置しています。キョンについては狩猟鳥獣に指定されていませんが、大多喜  
町では有害獣として捕獲許可を得ているので、年間を通して銃、わなによる捕獲を行って  
います。また、キョンを含む小動物については、捕獲報償金を増額し、捕獲強化を図って  
います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、対応策もお話しいただきましたが、大多喜町には猿の保護エリ  
アがあります。これについて町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） まことに申しわけありませんが、その猿の保護エリアについ  
ては、ちょっとわかりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 自然というか、もともといる猿の保護エリアということで、会所地  
区を中心として大多喜町にはその範囲があるというふうに伺っております。どうするんだと  
いうことも言えないんですけれども、そういった中で猿の被害がふえているということに関  
しまして、非常に複雑な思いもいたしているところでございます。

そういった中で、猿の捕獲に関しまして、捕獲のポイントなどがありましたら教えていた  
だきたいと思います。捕獲のポイントといっても、例えば猟友会の方をお願いをするときに、  
こういうご連絡をいただくと猟友会の皆さんに捕まえていただきやすいですよというような、  
そういうポイントがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 猿については捕獲が大変難しく、猟友会に対して特にポイ  
ントというものは話しておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私のほうで聞いたお話ですと、猿というのは、非常に昼間も行動範囲が広くて、あちこちで出回っている姿を見かけると思うんですが、夕方騒いでいる地域に比較的ねぐらとして確保するというので、夕方騒いでいたところで猿を見かけた場合に情報をいただくと、そこにわなを仕掛ける、そうすることによって比較的捕獲されやすいというお話を伺っているんですけども、これはいかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 猿については、追い払いとかそういう連絡等があれば、猟友会に即連絡するようにしています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。だんだん猿の領域も広がってきておりますので、捕獲のほう、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

最近、大多喜町ではキョンの被害を訴えるお声が多くなっております。いすみ市では、キョンを町なかでも見かけるとのお話も伺っております。キョンは雑食性というか、花の芽を食べて成育できるということで、町なかに平気でというんでしょうか、侵出をしているという、そういうような調査結果もあるようでございます。

先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、キョンは狩猟鳥獣にはなっていないということでございます。大多喜町では有害駆除の中で駆除をしていただいているんですけども、狩猟鳥獣でないということで、猟期に捕獲をすることができないというお話も伺っておりますが、キョンは繁殖の拡大力が非常に強いという最近のお話もある中で、キョンを狩猟鳥獣に指定していただいで捕獲数をふやすというか、そういったことも大事ではないかと思いますが、その点、どのようにお考えになられますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 狩猟鳥獣の指定については何とも言えませんが、捕獲については1年を通して実施しています。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうですか、ありがとうございます。

なぜ私が指定というお話をさせていただいたかといいますと、キョンがそのままふえていきますと、キョンは皆さんご承知のように、あるところから逃げてという形の中で、浜沿いにずっとふえてきて、今、山中というか、大多喜町とかそういう内陸のほうに入ってきているということで、花芽というんでしょうか、そういったものを食べて成育していくことができるということで、比較的都市部にも今後ふえていく可能性があるのではないかと、拡大されていくのではないかとのお話があります。そういう中で、今いる地域でできるだけ繁殖を抑えられるように確保する必要があるのではないかと考えたわけです。被害に遭っているところは大変なんですけれども、何とか遭っている中で拡大を防ぎたいという、そういう思いがあります。

またその中で、先ほど課長からお話もございましたけれども、国のほうでも、有害鳥獣の対応の中で規制緩和ですとかそういったものがされてきております。そういう中におきまして、県とかも市町村の意見などもかなり聞いていこうという、以前よりも耳を傾けてくださる、そういう好機にもなっているということの中で、キョンを狩猟鳥獣に指定していただくような形の働きかけをしていただいて、拡大を抑えるということを、本当に有害鳥獣で苦しんでいる大多喜町から発信をしてはどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ご指摘のとおりで、働きかけをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、ヤマビル対策についてお伺いをいたします。

昨年3月会議にてご質問させていただきました。また、多くの先輩議員もたびたび質問されております。ヤマビルの吸血被害による森林作業、里山周辺の農作業、遊歩道や観光の利用、日常生活などに支障が出ていることはご承知いただいているところです。

大多喜町新総合基本計画の中の「有害鳥獣等への対策の強化」の中で、農林産物へ被害をもたらす猿、鹿、イノシシなどの有害鳥獣やヤマビルの有効な駆除対策について研究し、その充実に努めますとうたわれております。

本年の3月会議にて、麻生議員からヤマビルの発生状況について質問がなされ、有害鳥獣アンケートにヤマビルの項目をつけ加えて調査するとの答弁がされました。このアンケートの対象者と実施時期、またその結果をどのように活用しようとお考えになられているのか、

お伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 発生状況の調査ですが、毎年年末に実施しています。農家組合長を通じて組合員にアンケート調査を配っております。

そこで、ことしからヒルの項目を加えて、ヒルの生息範囲を調査し、川辺の一時的な発生なのか、繁殖しているのか区域を判断し、新たに繁殖している地域であれば周知を行い、媒介する動物の捕獲強化や地域住民の協力による草刈りなどの環境管理を行い、生息域拡大の防止策を行いたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 町はヤマビルの駆除対策についてどのような研究をされているのでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ヤマビルは天敵もいなければ特効薬もなく、生息数を減らすためには草刈りや落ち葉がきを行い、日当たりや風通しをよくして生息しにくい環境をつくることや、媒介する鳥獣の侵入を防ぐことで被害が減少することがわかっています。特に研究はしていませんが、このような対策を再度周知するとともに、新たな対策があれば取り入れたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。特に研究はしていないというご答弁だったと思います。

それで次に伺うんですけれども、観光客にヤマビル被害が出ていることに対し、町はどのようにお考えになっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 観光客の被害は年々ふえていまして、大変残念なんですけれども、今のところ草刈りとかそういうものでしか防ぎようがありません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 観光地に、ヤマビルに対する注意や刺されたときの対応方法などを

書いた看板の設置や使用薬剤などの設置をし、観光客に事前に知らしめることも一つの方法であると思いますけれども、このような考えについて、町はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今後、そういう周知の看板とかは考えていきたいと思います。以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 次に、観光客ではなく町民が受けるヤマビル被害に対し、町はどのようにお考えになっていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほども申しましたように、ヤマビルは天敵もいなければ特効薬もないということで、町民に対しては、やはり草刈り、落ち葉がき等の周辺の環境の管理を行ってもらわなければならないと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 環境の管理は、できる方は一生懸命やっていたいただいているところがございます。今のお話を聞きますと、環境の管理ということのみの対応しか今できていない状況ではないかと思うわけでございます。

3番目といたしまして、私は県に対し調査研究等の働きかけをして支援していただく考えがあるのかについて、お伺いをさせていただきます。時間もなくなってしまいましたため、ちょっと早口で言わせていただきます。

昨年3月会議でも申し上げましたが、ヤマビルの問題は地域への定住や観光に大きな影響を与えるものと考えます。皆様ご存じのように、ヤマビルは動物の血液を摂取しなければ大きくなれず、卵を産むことができません。自然界の中でヤマビルがどのような野生動物の血を吸っているのかを血液のDNA鑑定によって調べると、秋田県ではカモシカ、千葉県房総半島ではニホンジカへの吸血が最も多く、次いで猿、ウサギからも血液を摂取したとの報告があります。ニホンジカの足に有穴腫瘍と言われる穴をあけ、そこにヤマビルが入り込み、半寄生の状態で吸血し、この穴に入ることによりヤマビルは脱落せずに時間をかけて吸血ができる上、遠くまで移動、分散ができると言われております。

2004年、兵庫県下のDNA分析によるヤマビル吸血動物調査で、イノシシがヤマビルの新

しい吸血動物として初めて登場しております。調査報告の図を見ますと、検査数80に対し、ニホンジカ46パーセント、イノシシ22パーセント、ヒト17パーセント、鳥6パーセント、不明9パーセントとなっております。

有害獣の拡散を防止するとともに、今それぞれの場所にいるヒルをどうするのかという問題も大変重要ではないかと考えます。ヤマビルの影響を受けているのは大多喜町だけではないはずです。むしろ町だけで対応できる問題ではなくなっているようにも感じております。

有害鳥獣対策と同じように、今いるヤマビルの退治方法の調査研究を県などに積極的に働きかけし、お力をかりていく必要があるのではないかと考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 毎年、自然保護課主催によるヤマビル防除講習会を実施してきましたが、決め手となる対策がありません。今後も、ご指摘のとおり県に働きかけ、また県と連携をとりながら対策を考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひ強い働きかけをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） そのようにしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、里山の整備・保全についてお伺いをいたします。

ヤマビルの問題は、人の日常生活の場に繁殖が拡大していることに大きな問題があると思います。それは、同じく有害獣が生活圏に多く出没するようになってきていることに起因すると思います。その有害獣はなぜ耕作地や民家などへ出没するようになったのか、それは里山がすむに適切でなくなったことも一因と考えられます。

そこで、里山の整備・保全について町はどのようにお考えになっておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（小高芳一君） 山田久子君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り5分となり

ました。

産業振興課長。

- 産業振興課長（野村一夫君） 里山の整備・保全については、里山の役割として水源の涵養、水質の保全、災害の防止、野生生物の生息地、大気の浄化など重要な役割を担っていて、整備・保全は必要と考えます。地域の人が里山の整備を共同で行うことは難しい面もございますが、今後、整備・保全に積極的な団体があらわれれば、事務的な支援をしていきたいと考えます。

以上です。

- 議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

- 10番（山田久子君） 積極的な団体があらわれなかったときはどうするのかということもお伺いしたいところなんですけれども、積極的な団体があらわれたときに、国のほうで平成25年度から森林・山村多面的機能発揮対策事業をスタートさせております。県としても千葉県里山林保全整備推進地域協議会が設置され、各組織団体と連携をとりながら事業に努めていただいているところでございます。

この整備作業には助成金が出されているということですが、その団体を見つけるというか、集まっていただくというか、来ていただくためにも、こういった助成を使ってやるというお考えはございませんでしょうか。

- 議長（小高芳一君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（野村一夫君） 森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金の活用ということですが、この事業は、主に里山活動を行っている組織が草刈りや伐採、搬出、作業道の開設、竹林の整備など里山の整備を行った場合に交付金が交付される事業です。この事業は国庫補助事業ですので、実施団体の規約・規程を整備し、事業計画を作成して申請するものです。

今後、新規及び既存の団体などに向けて周知を行い、この事業を受けたい団体があれば、実施要件を満たせるよう協力していきたいと考えます。

以上です。

- 議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

- 10番（山田久子君） 最後になってしまいました。細々、本当にいつも時間の配分が下手で申しわけございません。

大多喜町にとりまして、山林という事業も非常に大きな位置を占めるものの一つではない

かと思っております。今、お仕事がなくて本当に困っている方もおります。また、元気な退職者の方もいらっしゃいます。そういった方たちのお力もかりながら、山林のお仕事とかもお願いできるような形で働きかけをしてみてはどうかと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほども申しましたけれども、周知を行いまして、もしそういう団体があれば協力していきたいと思います。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりました。それではぜひよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、山田久子君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（小高芳一君） 次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 続きまして一般質問させていただきます。

今回は、国及び県の地籍調査と大多喜町の取り組みについてお伺いします。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査で、地籍とは要は土地に関する戸籍のことで、各個人には固有の戸籍という情報があり、さまざまな行政場面で活用されているのと同様に、土地についても地籍の情報が行政のさまざまな場面で活用されています。

地籍調査は、今後の大多喜町発展のためには何事よりも一番大事な基礎事業と思いますが、町長の考えと町の対応についてお伺いします。

初めに、地籍調査の取り組みについて。

2番が、地籍調査の実施方法と計画と費用について。

3番、地籍調査を実施した地域と実施してない地域の問題点について。

4番、地籍調査促進に向けた国の取り組みについて。

5番、地籍調査進捗率、全国、千葉県、本町について。

6番、本町における地籍調査済み現況マップについて。

7番、地籍調査のメリットとしてはどのようなことがありますか、お伺いします。

8番、長期計画で対応できないか。

9番、重点地区を指定して対応できないか。

10番、町発展のため、土地の売買が活発になるように早急な対応と対策が必要と思うが、伺います。

今まで各議員が人口減少とか町の発展ということである質問されておりますが、この地籍調査は一番の基礎事業であります。これは23年度に私も質問したことがありますので、今後の対応、10年計画とか、せんだって総務文教検討部会で白子町と睦沢町を視察してまいりました。そのときにも地籍調査の現況、今後どうするかということもすごく勉強になりましたので、その辺で大多喜町の今後の対応についてお伺いします。

初めに、地籍調査の取り組みについてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、地籍調査の取り組みについてでございますが、大多喜町は平成5年度から地籍調査事業を開始いたしまして、下大多喜、小土呂、横山の順に上瀑地区は完了いたしました。平成15年度からは老川地区を開始いたしまして、葛藤、小田代が完了し、現在は小沢又地区を実施しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これも昔、私、宍倉町長さんのときに、さわやかハートちば5カ年計画ということで、2年間、一般町民と町職員、課長さんクラスかな、20人、20人で2年間にわたって勉強させていただきました。そのときに県庁の知事室に行きまして、全総連ということを知りましたら、全国総合開発計画の中で向こう20年で地籍調査を終わらせるという国の政策を聞いたんです。それで、その後、総務課、今、課長になっている加曾利さんに聞きましたら、大多喜町はこの件は200年かかるか300年かかるかわからないというようなことを言われましたので、これはちょっと違うなということで、何回か質問するわけでございます。

白子町、睦沢町に行ってる説明を聞きました。小高議長さんが何で吉野さんはそんなに地籍調査にこだわるんだということを言われましたけれども、私の思いは、町を今後よくするには、この件が終わらないと、計画ができないと、土地の売買とかそういうこともあるし、町長さんも商工会女性部に行って、大多喜町が発展しないのは土地が動かないからというふうな発言もなされた、これは間違いのないと思うんですが、そういうことも加味して質問するわけでございます。

できれば、平成5年から始めて10年たっても、さっきお配りした地図で本当に進捗率が非常に悪い状態でございます。今後、よろしく皆さんで協議して、速やかな地籍調査が進行できることを願います。

それで、こういうことで今質問しているわけですが、2番目の地籍調査の実施方法と計画と費用についてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍調査の実施方法と計画と費用についてでございますが、まず実施方法でございますが、最初に5カ年の実施計画に基づきまして実施地域の地権者の方々へ地元説明会を実施いたします。次に、地権者の方々に現地にて立ち会っていただきまして、土地の境界を確認いたします。次に、ご確認いただいた境界を測量し地籍簿をつくります。地籍簿ができ上がりますと、20日間の閲覧期間を設け、そのうち1日間は地元の集会所で行い、残りの期間は役場で行い、地権者の皆様にご確認いただきます。それが終了いたしますと、県と国の検査を受けまして地籍調査の結果として登記所へ送付いたします。

次に、計画でございますが、5カ年計画に基づいて計画された土地改良区、ゴルフ場、国有林等を除いた面積で年度計画を立てます。

費用でございますが、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担となっております。毎年、このところだんだん額は減ってきておりまして、本年度を申し上げますと1,500万程度となっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

今、課長さんからの説明がありまして、個人でやるというのは相当な費用がかかりますし、国・県が調査測量してくれて、地権者はただ立ち会いだけと。あと、5パーセントは地元自治体が負担ということで、国の政策でなっております。国の政策も第6次でなっております。平成22年から30年まで、その中に手を挙げてそれに入っていないと、なかなか予算的なあれもとれないみたいなので、やはりそこにまず手を挙げて、国の政策にのらないといけないと思うんです。ありがとうございました。

それで、3つ目、地籍調査を実施した地域と実施していない地域の問題点についてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍調査を実施した地域と実施していない地域の問題点についてでございますが、実施いたしました地域での問題点は、立ち会い時のお互いの意見の食い違いからお互いが不仲になったりとか、くいを移動したりして隣接者ともめたりとか、筆界未定地ができた土地は売買時には不利益なものになってしまうこともあります。また、昔売買して登記していない土地を登記しているものと勘違いしていることが判明し、その土地の所有権に関して証拠がなく泣き寝入りするケースなどもございます。

実施していない地域での問題点ですが、土地を売買する際、隣地との境界確認に時間、費用がかかったり、登記簿面積と実測面積が異なっているとトラブルの原因となり、土地取引が円滑にできないことがあります。また、地震、土砂崩れ、水害等の災害が起きてしまった場合、災害前の土地の境界が確認できない場合があります。早期に復旧しようとしても境界確認及び権利調整に時間を費やし、なかなか復旧工事にかかれな場合があります。そのほか、今後若い世代になると、相続を受けた自分の土地境界がわからなくなり、隣地との境界争いになることなども考えられます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） すごく細かく説明いただきまして、ありがとうございます。今、課長さんが言ったとおり、私も中野に住んで4代目でございます、やはり土地の境のことですごく苦勞してまいりました。

それで、今、上瀑から老川のほうへ行って、郡内では大多喜町はいいほうなんです、これは25年4月時点で進捗率は13パーセントということですね。

できましたら、今言われたように、中野新町、中野区近辺ですね、中野本村、市川、堀切、新町とか、やはり後継者がいなくなりまして、今、シャッター通りということで、ひとり暮らしが多くなりまして、あと5年たったらどうなるのかなとぞっとする状態でございます。

それで、今まで、山田さんの大道橋から局の交差点までの歩道の整備とか、るる説明があったんですけども、やはり地籍調査が終わってれば、スムーズにそういう行政、歩道の整備とか道路拡幅とか速やかにできるわけです。だから、それはすごく基本的な問題でありまして、申しわけないんですけども、町長さんをお願いというか、町のほうをお願いなんですけれども、スポット的に中野地区の、鉄道もありますし、県道、国道もありますし、町道もありますし、学校施設もありますし、スポット的に中野新町を重点的に早期に地籍調査していただけるかどうか、その辺、質問に入っていないんですけども、地域的な開発という

ことで、できるかどうか、その辺をお願いしたいんですが。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） スポットのということでございますけれども、質問の中に重点地区を指定してというご質問があるんですが、そのことでよろしいでしょうか。

（「それをお願いします」の声あり）

○建設課長（末吉昭男君） では、その件に関して回答させていただきたいと思います。

重点地区を指定して対応できないかということでございますけれども、重点地区を指定して調査を進めるには、重点地区の選定方法を明確にした上で、1年間でできる範囲を指定いたしまして、調査可能面積により長期計画を立てて、十分な地元説明会を実施しまして、できるだけ筆界未定を極力避けられるような形にして実施しなければなりません。また、費用の縮減、地籍図の作成面からも調査箇所が本来連続していることが望ましいと考えるので、重点地区をスポットでやっていくのは非常に難しいと思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 難しいですか。

今、歩道整備も絡んでいるあそこは更地が結構あって、その中に、土地を売りたいんだけどということなんだけれども、赤道があったりということで、やはりスムーズな売買ができないような感じなんで、できればその辺を善処して、高齢化というか、本当に先が見えちゃって、この先、地籍調査をやるにしても、それまで皆さんがいられるかどうかという高齢化の問題があるので、その辺を再度また、きょうはそういう回答ですけれども、検討願いたいと思います。

次に、地籍調査に向けた国の取り組みについてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍調査に向けました国の取り組みについてということでございますけれども、地籍調査における測量の基礎となる基準点の設置及び費用負担について、先ほども申し上げましたけれども、国が2分の1を負担して実施しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

5つ目です。地籍調査の進捗率、全国と千葉県と本町についてお伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍調査の進捗率につきまして、全国、千葉県、大多喜町についてでございますけれども、全国では50パーセント、千葉県では14パーセント、大多喜町では16パーセントとなっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

6番目で、本町における地籍調査済み現況マップについて、これは先ほどお配りしたあれで大体わかるので、全員に渡ってなくて申しわけないんですけども、ちょっと飛んで、スポット的に対応もできないことはないと思うんですが、これに関して、何か基準点があるみたいですね。町内には何カ所ぐらい基準点というのがあるんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） たしか町内で25カ所程度だと思います。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） たまたま中野地区に近いところは、伊保田の山の上に国有林がありまして、そこがやはりポイントになっているというのを営林署の方から聞きました。だから、スポット的にやってやれないことはないらしいですね。現に老川地区はそういう感じで飛んで入っていますし、できれば中野新町、現況はもう先行きが見えちゃっていますので、早目に対応を願いたいと思います。

続きまして7番、地籍調査のメリットとしてはどのようなことがありますか、お伺いします。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 地籍調査のメリットとしてはどのようなことがあるのかということでございますけれども、まず公共事業の計画策定、用地買収範囲の特定が地籍図上で可能になるため、公共事業の円滑化やコスト縮減が図られます。また、1筆ごとの境界が経緯度と結びつけられているため、災害等により地形が変化しても、もとの境界を復元することが可能であり、復旧作業を容易に進めることができます。また、正確な地図ができるほか、境界の復元も可能となるため、将来の境界紛争を予防し、所有権を保護するための手段ともなります。

また、正確な地目、面積が課税情報に反映されるため、税金、水利費等の負担の公平化を

図ることもできます。また、地籍調査では、現況に沿った土地の分合筆、地目及び面積について登記事項が改められ、その後の所有者移転等の登記が容易になります。その他、地籍調査の成果に建物、地下、地形、地質等の各種情報を重ね合わせることで、多目的な土地情報システムを構築し、行政に活用することなども可能となるなど、多くのメリットがあります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 詳しくありがとうございます。

それで今、課長さんから説明がありましたけれども、やはり3.11のああいいう大震災ですね、地籍調査が終わってれば災害復旧が早くできるし、台風の後の災害の復旧、そういうことも、地籍調査をやるときに住民にメリットをよく説明して、今後対応していただければということ、7番の質問を終わります。

○議長（小高芳一君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

この間に昼食をお願いして、午後は1時から会議を再開いたします。

（午後 零時00分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（小高芳一君） 一般質問を続けます。

9番吉野僖一君の一般質問を続けます。

吉野僖一君、残り時間あと10分です。

○9番（吉野僖一君） 午前中に続きまして締めということで、私の締めでございまして、8番の長期計画で対応できないかということで質問します。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 長期計画で対応できないかということでございますけれども、これにつきましては、現在5カ年計画の中で実施しておりますので、今後もそれに沿っていきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 5カ年計画ということで、課長さんはかわったばかりで大変だと思

ますけれども、先月の27日、白子町と睦沢町へ行って地籍調査をるる質問しまして、やはり町民が今、町の顔が見えないとかいろいろ、顔というか、計画が見えないということで、私も町民から言われております。

できれば計画図、計画表というか、睦沢町は、じゃ来年は西畑ですよ、再来年は総元ですよとか、そういう計画表が出ていますので、いいところは、猿まねじゃないけれども、できるだけ取り入れて、町民に、来年はうちのほうの番ですよとか、そういう心の準備、それにプラス、さっきも言いましたけれども、皆さんから、中野ばかりじゃないんだぞと言われたんだけれども、やっぱり後継者がいなくなっちゃうので、今やらないと、中野新町というところはいろいろ飛び地がいっぱいありまして複雑なところで、私も隣の土地の問題とかで競売とかいろいろあったし、ちょっと離れたところも昔の街道があったんだけれども、今は人がやっとなかなか通れない。それも同級生なんか地籍のときに来て、やっぱり十何万とか、ちょっとやると費用がかかるわけです。

今回の町民にアピールすることは、財産を親から子供にというときに、はっきりしたことが、国・県の予算で、町はほんの5パーセントの予算でできるので、個人負担はないんだということで、町民にいいところ、メリットを伝えないと、そういうことでよくよく広報とか、こういうメリットも、今までいろんなことを回答してくれました。災害復旧とか道路整備とか、もろもろ町民にわかるように、計画立案というか青写真、やっぱりオープンにしないと、ただ上瀑をやって老川と、老川も飛び地で来ているんだから、スポット的に、ちょっと申しわけないけれども、私も大病して死に損なっておりますし、中野新町と言うぐらいで、小湊鉄道、いすみ鉄道の始発駅であります。やはりそこを基準にしてまちづくりをしないと、西畑地区ということで山田議員も質問してくれましたし、小湊鉄道、いすみ鉄道の存続も兼ねまして、昔は中野新町にはパチンコ屋さんも7軒も8軒もあって、アイスクリーム屋さんもあつたり映画館もあつたりということで、すごくにぎやかな人の集まる地区だったんだけれども、その後がちょっと、地元がだらしないというか、私も責任を感じておりますけれども、そういうことで、まちづくりをもう一遍仕切り直ししないと、このままだとえらいことになっちゃうので、今後、地元とまた町と、先輩議員に先ほど休憩時間にも、おまえのところだけじゃないんだぞと言われたけれども、それはわかるけれども、本当に緊急手術というか、私も死に損なっておりますので、そういう意味からも特別計らいをお願いしたいということでございます。

続きまして、9番は先ほど重複しましたので、最後の10番ということで、町発展のため、

土地の売買が活発になるように早急な対応と対策が必要と思うが、伺います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 町発展のため、土地の売買が活発になるように早急な対応と対策が必要ではないかということでございますけれども、まずそのためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査の実行は有効と考えますが、地籍調査を実施する上での費用及び人材確保についても考慮し、できるだけ早期完了に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、人材確保とか課長さんからの話もございました。

昨年度は町担当者が、地籍調査の係の人が長欠というか、そういうこともあった話を聞いておりますし、たまたまきのう帰りまして、地籍調査のことでパソコンを開いて検索しましたら、先ほど、全部に行き渡らなかったんですけれども、国の地籍アドバイザー派遣ということが出てましたので、読み上げます。

「現在、約40名の地籍アドバイザーが国土調査課に登録されています。地籍アドバイザーは、地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されています。国土調査課では、市町村等からの要望に応じて、登録されている地籍アドバイザーを市町村等へ派遣する「地籍アドバイザー派遣」を行っています。要望のあった地域、内容に応じて地籍アドバイザーを選定し、必要な期間派遣しています。派遣に要する経費については、全て国が負担していることから、市町村等は負担がありません。地籍調査の実施にあたって問題が生じた場合や、地籍調査の着手準備時のアドバイス、住民説明や講習会での講師など、さまざまな場面で活用可能な制度があります。」、こういうすばらしいあれがたまたま出てきました。これをやはり生かさなければいけないと思いますので、今後、まちづくりのため、今まで、きのうきょう、すごく皆さん人口問題でそういうことを質問されました。一番の基本であります地籍調査を今後スムーズにしてもらいたいと思いますので、その辺の検討をするかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（小高芳一君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいま議員さんからご案内いただきました地籍アドバイザー派遣ということで、私も勉強不足で大変申しわけございませんけれども、現在、40名の方が国にいらっしゃるということでございますけれども、見た限りですとかなり要望があろうかな

という感じもいたしますので、逆に40名で足りるかどうかはちょっとわかりませんが、これについて早速調べさせていただいて、できることであればそれも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

私のやり残した仕事でございますので、これがスムーズに活用されまして、町発展のためになればと思います。

今後とも職員の皆さん、議員の皆様、よろしくよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりとします。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小高芳一君） 次に、11番野中眞弓君の一般質問を行います。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、きのう温暖化対策ということで話を進めましたが、きょうのごみの再資源化の拡大ということについても、その延長という面もあります。今、可燃ごみは重油を使った焼却処理をしていると思います。毎週月曜日と水曜日になると、あしたのごみ収集はこうです、最後に、ごみの資源化のご協力をお願いいたしますというふうに放送されております。

では大多喜町はごみの資源化が進んでいるのかということ、ちょっと間はあきますけれども、決算時に報告されるごみの資料で考えてみますと、平成16年から24年まで出ていて、そのうちの6年分の可燃物量というのが調べられました。平成16年は2,331トン、17年が2,380トン、間が飛びまして21年が2,392トン、22年が2,384トン、23年が2,230トン、24年が2,363トンと、人口が減っているにもかかわらず、それから一生懸命ごみの資源化をと言っているにもかかわらず、可燃物はほとんど2,300トン台で推移しています。

私も主婦で、ごみを出す口なんですけれども、多分、可燃ごみの中に占められる重量の半分くらいは生ごみと紙おむつではないかという気がします。この水分で重たくなった生ごみと紙おむつを重油で燃すというのは大変な重油が要ることだ。炭酸ガスの発生も、それから費用もかなりになるということをいつも思っております。

こういう中で、近年、生ごみについては発酵処理して分別回収をし、分別して回収した生ごみについては堆肥化をしたり、あるいは発酵させて、ガスを捨てないでメタンガスを回収して、それを熱源にして、行政がやるときにはそれでもって発電をする。その電気で施設を回すというような、そういうところも徐々にふえているように聞いております。

紙おむつですけれども、非常に少数ですけれども分別回収、リサイクルを始めた自治体もあります。担当の課長さんにはお見せしたんですけれども、生ごみをエネルギーと有機肥料にということで、九州の大木町というところなんです。私の記憶によれば、この大木町というところは道の駅の売り上げも物すごいんですね。総合的に循環をすることによって、ごみを町の活性化に上手に組み込んでいるところなんです。

CO<sub>2</sub>削減と処理経費ですけれども、大多喜町の可燃物の処理経費、つまりいすみの環境センターにお払いしている分ですが、これもかなりの額になります。平成15年が6,100万、16年が5,200万、17年が5100万、みんな10万単位切り捨てですが、5,300万、5,300万、6,100万、6,400万、5,000万、6,200万、5,200万、5,300万、6,200万、こういう大変なお金のごみを灰にするために使われているわけです。

重たい生ごみと重たい紙おむつが可燃ごみから除去されれば、5,000万から6,000万のお金、半額ぐらいになるのではないかと。そうしたらこれは別の事業の財源として非常に有効なわけなんです。そういう意味で、紙おむつと生ごみの再資源化を推進していくという考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ごみの再資源化の拡大についてお答えをさせていただきます。

現在、本町ではごみの焼却施設がございませんので、いすみ市のいすみクリーンセンターに持ち込み、年間、先ほど議員さんが言われましたように、2,300から2,400トン进行处理している状況でございます。

夷隅郡市内の市町で管理運営している焼却施設は、老朽化が著しく、平成29年度末の稼働を目標に広域ごみ処理施設建設を進めているところであり、処理量としては24時間運転の1日73トンとしています。焼却処理ですので、この熱を利用した高効率発電をあわせて行い、発生した電力は売電、年間大体1,750万程度の収入になるかと思っております。これを行うことにより、経費節減につなげるものでございます。

生ごみ等の可燃ごみは、できれば少ないにこしたことはありませんので、分別や再資源化は重要なことと認識をしております。生ごみや紙おむつの分別回収を行い、再資源化を徹底

している自治体があるとのことですので、調べさせていただきました。

福岡県大木町、先ほど野中議員が言われたところでございます。家庭から出る生ごみをバケツ回収して、メタン菌の働きでバイオガスに変えまして、電気と熱は施設利用するとともに、発生した液肥は無料で農家へ配っているとのことでございます。ただし、散布量は10アール当たり大体1,000円程度、1反歩1,000円ぐらい払っているようです。

また、おむつはパルプとポリマーと付着した便に分け、リサイクルしています。燃やすごみは8年前の56パーセント減ということですから、大体3,000万ぐらいにこの町ではなると思います。この大木町は人口が1万4,600人いらっしゃいます。

事業の内容は、メタン発酵施設、管理学習施設、バイオの丘、このバイオの丘というのは芝を張った小山で、草スキーが楽しめるような子供の遊び場になっているようです。それと外部液肥タンク、液肥散布車両、共同レストラン等も5年間で総事業費は約11億円、これは国の交付金もありますとのことでした。

本町では、広域ごみ処理建設や夷隅環境衛生組合の基幹的設備改良事業等、それぞれ段階を経て推進している状況であります。大木町のようなバイオマス資源活用を新たに加えることは、さらに事業費が増大することとなり、対応は難しいと判断をしております。

しかしながら、ごみ量の減量化や再資源化は常に追求すべきことであり、今後も努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いつにも増してきちんと調べのついた答弁で、すてきだなと思います。

広域化という問題がありますけれども、大きいところでは無理でも大多喜町だけだってできると思うんです。その分、負担割合とか減っていくわけですから、あれもこれもたくさんやりなさいということではなくて、やっぱり物を無駄にしない、エネルギーを無駄にしない、そして炭酸ガスを出さないということを考えると、生ごみのリサイクルは早急に進めるべきだと思います。

事業費の増大は無理だ、広域では無理かもしれません。でも毎年、例えば大多喜町でも5,000万、少な目に見て5,000万のお金を燃すためだけに使っています。修理費がかかったときには6,000万とか請求されますけれども、そうでないときには5,000万くらいですから、その半分か浮くとすれば2,500万、2,000万は浮きます。そうすると10年で2億、その2億で炭

酸ガスの減るのを考えて、それから液肥が出て農業振興ができてというようなことを考えれば、これはツープイできる問題だと思います。

何より、CO<sub>2</sub>の問題というのはかけがえのない、もとに戻ることのできない問題ですから、費用がどうのこうの、お金をかけるんだったらこういうこと、未来に向けたことに思い切ってお金をかけなきゃいけない時期ではないかと思います。その辺の決意、町長、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ごみの減量化は、これはどこの自治体も皆同じ考えだと思います。できるだけ少ないほうがいいということは、もう誰しも皆わかっていることだと思いますが、先ほど課長の答弁にもありましたように、できるだけ町としても減量化に向けてこれから努力していきたいとは思いますが、日本は特に環境技術では世界に冠たる技術を持っています。常に技術革新が進んでおりますので、そういったことも含めまして、技術革新と同時に、我々もごみの減量化に向けては、またこれからも努力してまいりたいと思います。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 生ごみの処理というのは、ハイテクではなくてローテクで、最近私、ごみ処理の本を余り買わなかったんですけども、10年くらい前の本をひっくり返してみました。そこにはカナダのある州の取り組みがありました。

そこは多分、世界でトップクラスにごみ処理が進んでいるところだろうということなんですけれども、そこは、生ごみについては、農村部については、生ごみを市の回収に出してはならない。処理する場所があるから自分の家でコンポストにきなさい、堆肥にきなさいという法律化してあって、自分で処理するところのないところについては行政が集めます。本当に真剣で、行政だけがやるよということではなくて、住民も巻き込んで、住民こそが事業の主体だという立場で、私は、行政って本当はそうだと思うんですけども、大多喜町がちょっとおくれ過ぎているんじゃないかと思っているんですが、できることとできないこと、そして、どんどこどんどこ24時間燃すにしたって、それから電気を起こすにしたって、これはハイテクで、今までの例で言えば、大体焼却炉というのは高温で燃して冷やしてだから、10年でもう老朽化ということが言われて、建てかえだというのが今までの筋だったと思うんです。燃す量が少なくなれば小さい炉でも済みます、お金が少なくて済みます。そういうことを考えたときに、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほど申しましたように、ずっと可燃ごみが2,300トンぐらいで推移していると

ということについて、要するに分別がそんなに進んでいないんじゃないか、不燃ごみとのかかわり合いでいいますと、不燃ごみは平成22年までは大体900トン前後で推移しているんですね。23年度になると、どういうわけだか急に減りました。減ったということは、不燃物は大体リサイクル、資源ごみですから、可燃物が減って不燃物でリサイクルがふえるというのはわかるのですが、リサイクルごみが減っているわけです。これはどういうことなんでしょうか。今、急に言われても分析は無理でしょうかね。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 今、分析は難しいと思っております。

ただ、全部の資源化のごみ、それから燃すごみ、可燃ですね、それらをトータルしますと、年間、大多喜町は3,300ぐらいでしょうか。先ほど言いましたように、可燃がそのうち2,300から2,400あるということで、1,000ぐらいがリサイクルものとその他不燃ごみに分かれます。これは年々、計画したとおりの数値が上がってくるということじゃなくて、やはり町民の方々が出されるその年によって変動はしております。

それと、よく野中議員から聞かれるのは、リサイクル率がどうだということもよく議会の中でも質問があるわけですがけれども、それも県下で2位になったり、いきなり20位になったりとか、そういうことで今までもありますので、極力再資源化の図れるものについては、環境水道課としても、少ない人数の中で環境センターのほうでも処理をしてもらっているという状況ですので、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 不燃物が23年からぐんと減っている。町民のごみの量が減っているのか、面倒くさいから可燃物で燃しちゃえというふうになっているのか、その辺はわからないんですけども、可燃物についてはちょっと調査をしてみて、今までリサイクルを始めたころは、例えばお菓子の箱だとかそういうものも丁寧にだまらされていたような気がするんですけども、最近は紙類でもそういうものについては余り出されていないような気がします。リサイクルしないでみんな燃すほうに。そういう点で、もっと資源化に協力してくださいと、具体的にもっと町民に提案する仕事が今求められているんじゃないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（小高芳一君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） ごみの関係については、毎年、ごみの正しい出し方、それは

可燃とかその他不燃だとか、瓶、ペットボトル、そういうものをどのように仕分けしたらいいかということで、ごみの正しい出し方、これは毎年ではないんですけれども、そのほかにごみカレンダーは毎年出させていただいて、分別が速やかに町民の方がいくようにということで、お配りをしているわけでございます。

そのほか、防災無線では毎日のように、皆さんもう耳にたこができていくかと思うんですけれども、可燃ごみの場合は放送はしないんですけれども、再資源化をねらったりリサイクルですね、ペットボトル、缶、その他不燃ごみ、それから新聞紙、段ボール、そういったものについては、大体週3回は放送させていただいております。

当然、町民の方々も毎回のよう、カレンダーだけではなくて、耳から聞いた防災無線によっても、資源化に向けて協力はいただいていると思うんですけれども、今後はもっとその辺のご協力依頼といいますか、お願いを力を入れてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 期待しています。

ではその次にいきます。住民への町の事業の周知徹底についてということですが、かた苦しく言いますと、憲法は主権在民をうたっております、国民こそがこの国の主人公だと、町でいえば町民こそが町の主人公であるということです。我々議員も含めて公務員の皆さんは、町民の負託を受けて税金を使うことを委託されているわけですから、どんなふうにするよ、使いましたよということは、町民が納得するような形で報告する義務があると思います。

にもかかわらず、主人公である町民は、町がどのような事業を行っているのかほとんど知りません。具体的にこんな事業をことはやるんだということを知らせられていません。3月議会が終わると、何とか会計には幾らの予算がつかましたというようなことは広報に報告されますけれども、具体的な事業については知らされません。9月の決算についても、大ざっぱさにおいてはほぼ同じだと思います。

きちんと町民に知らせる義務があります。町民にかかわり合いのある事業や制度について、その概要を冊子にして各戸に配布する考えはありませんか。課長さんのところには、既に事業を冊子にして町民に報告している御宿町の冊子とか、お手元にいつているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 住民にかかわりのある事業や制度の概要を冊子にして各戸へ配布することに関するご質問につきまして、町の予算に関係いたしますので企画財政課のほうでお答えをさせていただきます。

住民の皆さんに関係する町の事業や制度及び予算についてご理解いただくことは大切なことだと考えております。そのため、今まで町では、予算書をできる限りわかりやすくするために、平成24年度から、目の次、説明欄のところに事業を加えて、わかりやすい予算書の作成に努めてまいりました。また、予算書を町政資料コーナーに置いて、いつでも誰でも閲覧することができるようにするとともに、可決されました予算の概要につきましては、先ほど野中議員さんからもお話のありましたとおり、4月発行の「広報おおたき」に掲載をしているところでございます。

事業の内容や制度の周知につきましては、実際に各課で事業を執行する場合、それぞれの事業に該当する皆様には、日程や詳細を改めて広報や防災行政無線あるいは直接文書によりご案内をしているところでございます。

また、近隣の自治体等にも確認をしてみましたところ、当初予算の事業の内容や制度を冊子にして作成し、各戸に配布したが、反響がなく、既に廃止した自治体もございましたので、今のところ冊子にして配布する考えは持っておりません。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

野中眞弓君に申し上げます。申し合わせの持ち時間、残り3分となりました。

○11番（野中眞弓君） 議員もそうなんですけれども、余りにもお金の使い方あるいは財源のあり方が、議会のときの資料ですらよくわかりません。私は、お金がどんなふうに使われていて、国から国税として納めたのがこんなふうに使われている、県税として納めたのがこんなふうに使われているのも含めて、住民が本当に民主主義国家の主権者となるには、やっぱり自分たちが納めた税金の使い方をきちんと知っていくことって大事なことだと思うんです。

一般質問を聞いていますと、町にみんなやっってくださいよというよりかは、住民と一緒にやろうではないかという提案がふえていると思うんです。本当に政治というのは、一部の官僚がやってあげるものではなくて、住民が自分たちのコミュニティーをどうやって自分たちで作り上げていくのかという手助けをするのが、そしてお金の配分を、余っているところ

から必要なところへ配ってあげるのが政治だと思うんです。

大多喜町の今までの町がみんなやってあげちゃうというやり方については改めてもらわないと困るし、住民を民主主義コミュニティーの担い手とするためにも私は必要だと思うんです。簡単な、御宿町のように立派過ぎることではなくてもいいので、私は配っていただく方向で、住民を育てる、住民の意識を高めるという意図でやっていただきたいと思います。

それから、最近の大多喜町の広報ですけれども、今までの報告だけ、誰れさんが表彰されました、どこぞのというような記事が大分減って、事業に対する未来志向の紙面がふえてきたなということについては評価したいと思います。ここ何号かについては大変紙面が前向きなんです、町の姿勢とも含めて、本当に住民を育てるという立場で、そういうことにお金を使っていたきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほどのご質問ですけれども、協働というなお言葉が出ました。これは、人口が減少すると先ほど来皆様からご指摘をいただいております。そういう中では、地域コミュニティーあるいはNPO法人、そういうものを大切にされた協働というものが、これから推進すべき問題ではないかなというふうに考えております。

それと、この関係につきましては、予算の周知の関係ですが、やはり御宿町のように50ページあるいはよその自治体のように80ページとか、そういうものについては今のところは考えておりません。可能であれば、これから先ですけれども、広報の内容の充実とかホームページの充実を図っていくとか、そういうところで対応をまず先にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 広報は見ますけれども、ホームページというのは、高齢化社会に向かってまだまだ、私もパソコン音痴ですけれども、紙による広報の手段というのは、インターネットよりも物を言うと思いますということを一言申し添えて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小高芳一君） 以上で、野中眞弓君の一般質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終わります。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第4、議案第1号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） それでは、議案つづり9ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第1号 大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

地方分権改革の一環として、大多喜町青少年問題協議会設置条例の根拠法令となっており、ます地方青少年問題協議会法の会長及び委員の要件に係る規定が廃止され、協議会の会長及び委員の要件については各自治体の判断に委ねられることになりましたことから、会長及び委員の要件、また委員数を改正するものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大多喜町青少年問題協議会設置条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「会長及び」を削り、「20人」を「15人」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「互選により」の次に「会長1人及び」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項第1号を次のように改める。

第1号 議会の代表者。

第3条第4項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第4号及び第5号を次のように改める。

第4号 警察関係者。

第5号 小学校、中学校及び高等学校の代表者。

第3条第4項中第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項を同条第3項とする。

附則といたしまして、この条例は、平成26年7月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） もう一度改定の理由をお願いします。

それから、今までこの委員の中に入っておりました教員委員が外れておりますけれども、これを外した理由について伺いたいと思います。

もう一つ、今、国会では教育委員会法の改定が上程されております。このことについてどういうふうなご理解をしているのか、課長及び教育長に伺いたいと思います。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 改正の理由ですけれども、町の青少年問題協議会設置条例の上位法であります国の地方青少年問題協議会法の改正がございましたので、それに従いまして町のほうも改正するというところでございます。

次の質問の教育委員を外した理由ということでございますけれども、協議会は町の附属機関でございますので、町長あるいは関係機関に意見を述べるということができるといふふうにされております。教育委員1名、今度削ったといえますか、いなくなるわけですが、必要があれば教育委員会等開催することも可能でありますので、そのようにさせていただきました。

次の教育委員会法の改定につきましては、私のほうは承知しておりませんので、申しわけありませんが、お答えできません。

○議長（小高芳一君） 教育長。

○教育長（石井信代君） ただいま課長のほうから人数が、教育委員が削減されて教育長というような、それから議会の議長というのが、今度は議会の代表者というようなことで、幾つか変わっておりますけれども、これは各自治体の判断でということによって変わってまいりました。

というのは、やはり社会情勢がかなり変わってきている。青少年問題協議会が一番大事なところは、大多喜町における青少年に関する施策あるいは健全育成のための連絡調整、そのための協議会ということで、それぞれの各団体の代表の方がここで協議をしていただいて、町の青少年健全育成に、今、どういう問題があるかということについての話し合いをすることでございますので、例えば教育委員会からは教育長が出るということで、それぞれ団体の代表の方ということで、教育委員会から1名、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

それから、2番目の教育委員会制度改革につきましては、この5月20日に地方教育行政法改正案ということで衆議院本会議で可決されたところであります。なぜ今教育委員会制度が改革されるかといいますと、皆さんご存じのように、大津でいじめ自殺事件というのがございまして、そのときに教育委員会あるいは教育委員長、それから大津市、この辺の連絡調整

がなかなかできていないということで、今のままの教育委員会制度では、この間の大津の事件のような後手後手に回るような対応がなされるのではないかとということが発端で、こういうのができてきたと思います。

新しく変わってまいりましたのが、皆さんもご存じかと思いますが、今までは教育委員会というのが首長さんの、大多喜町長部局とかけ離れておったというようなことが反省になりました。ただ、今の大多喜町を考えてみますと、例えば教育問題で非常に大きい問題ができたときに、教育委員会だけで考えて全て実行して何かやっているかという、全くそういうことがございませんで、今、教育委員会制度で指摘されている反省点、ここは気をつけなければいけない点というのは、大多喜町はこれだけの町でございしますので、あらゆることについては教育委員会のほうと、それから首長さんのほうの大多喜町役場のほうと、町長さんですけれども、いろいろなことについては連携をして、あらゆることについて、大事なことは特にですけれども、相談したり報告したりということはもうやっておりますので、改めてここで、来年4月から教育委員会制度が変わると今の段階で思いますけれども、それができたからといって、大多喜町教育委員会とかこういう制度が全然変わって新しいものになるとは考えておりません。

今までどおり、大事なこと、特に教育に対しては非常に大事なことが、今、多々出ておりますので、これは町長さんだけでなく、子育て支援課とか健康福祉課、あるいは警察関係、児童相談所あるいは各校長会議は月1回開いておりますので、そういう現場で動いている、子供たちの目の前で動いて働いている人たちとの連携というのも非常に大事でありますので、そういうことを一番大事にしながら、とりたてて大きく変わることはないと思って、今までどおりのような形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 委員の中の学識経験者というところについて質問したいと思います。

大多喜町の条例の中、規則の中に、各委員とかを含めてですけれども、学識経験者とか住民代表という言葉があります。学識経験者という言葉で引きましたところ、専門領域の学問で評価を受け、豊富な経験と高い見識を持つと社会的に認められる人、例えば大学教授、これは参考ですから、あとは有識者というのが学問があり見識の高い人、これがエコノミスト、会社経営者、ほかの各種団体の幹部とか弁護士等となっております。

それで、この辞書のとおりでいきますと、学識経験者というのは大学教授、専門的分野、それと住民代表と学識経験者の違い、中には大多喜町総合開発審議会の委員とか、歴史的景観審議会の委員の中には学識経験者と住民代表が併記されております。

まず初めに、学識経験者が仮に大学教授という認識であれば、数はそれほど大多喜町にはいないんじゃないだろうか。あと、住民代表と学識経験者の区別はどのようにしているのか。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 学識経験者という解釈でございますけれども、確かに議員さんおっしゃるように、辞書を引けばそのように出ております。あとは、国なんかですと有識者会議とかそういうものがあって、その中に学識経験者、大学の教授だとか入っておりますけれども、今回うちのほうで出させていただきました条例の学識経験者という解釈ですが、そのものに精通されている方あるいは関係者というふうに私どもは認識しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これに精通しているということで、じゃどうしてほかの、さっき言いました開発審議会の委員の中には学識経験者と住民代表が併記されているのか。

こういった問題は、一般の市民の感覚である程度判断されるべきものもあるんじゃないだろうか。これだと専門家ばかりですよ。一般の方々はどのような認識を持っているのか、一般の方々の意見というんですか、そういったのを反映させるべきではないかと思っております。学識経験者と、あと住民代表も入れる、両方入っているところもあるわけですから、ぜひそのようにしてもらいたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 青少年の健全育成のためには、行政だけでなく、関係機関、あと地域の方も当然必要になってまいります。ですから、住民代表という形になるかとは思いますが、学識経験者として区長会の会長さんをお願いする予定になっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それなら住民代表でいいんじゃないですか、地区の代表ということであれば。25年の3月議会において、知識経験を学識経験者に改めて学識経験者になったと記憶しております。ここにその資料もあるんですけれども、その説明の中に、この改正は、

それぞれ条文の表現をより適正な表現にするために字句の校正を行うものであると理由をつけて、知識経験者から学識経験者になっているんです。

ということは、区長会の連合会の会長さんということであれば、学識経験者というより、一般的には住民代表というほうが適正ではなかろうか思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、例規一般的な内容ということですので、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、私が調べました学識といいますが、身についた学問と識見あるいは学問上の識見というようなことになっております。

識見というのは何かというと、物事に対して正しい判断を下す力ということですね。言いかえれば見識、学問と見識をもって学識経験者というようなことの意味というふうに私は捉えましたけれども、今、生涯学習課のほうでお答えしましたが、それぞれその分野において知識を有する者、それを捉えて学識経験者というふうにしております。

あと、表現の仕方なんですけれども、学識経験者、あるいは一方で識見を有するとか、そういう言い方もございますけれども、最近は学識経験者よりも識見を有する者というふうな表現に変わってきているかと思えます。

それから、住民代表との違いですけれども、区長会であれば輪番制が多いので、住民代表というような表現でよろしいのではないかなど。学識経験といいますが、例えばその道で深く、仕事でも学術とかそういうものでももちろんですが、そういうものを深く突っ込んで知識のある方というふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、今回の改正に反対の立場から討論させていただきます。

一番問題になるところは教育委員が外れているということです。今、教育委員会の制度が大きく変えられようとしています。教育委員会は今も皆さんもご存じのように、各自治体では、国や首長、大多喜町でいうと町長から独立した行政組織であることに最大の特徴があります。

全ての都道府県と市町村に置かれて、公立学校の管理や教職員の人事、教育への指導、図書館、公民館、スポーツ施設の管理などを行っており、住民代表の数人の教育委員会から成る組織で、教育行政の意思決定を行う、これは皆さんご存じのとおりです。

その中の教育委員会のうちの1名は、自治体の幹部で事務局を指揮する教育長を兼任するわけですが、一番の責任者は教育委員長というわけですが、今、国が出してきた改正法は、教育委員会を国と長の支配に置く、独自性はなくしていくということです。

大多喜町でいえば、町長が国の方針をもとに教育大綱というもの、要するに方針ですよ、大きな方針を決定し、教育委員会を従属させる。今独立しているのに、これが首長の下に置かれると。しかも大綱は政府の基本計画を参酌してつくることが求められている、要するに中央集権化をもくろんでいるということです。

しかも、教育委員長をなくし、町長任命の教育長が教育委員会のトップになる。そこでは、憲法で保障された教育の自由と自主性が侵害される。教育にとって人を育てるという点では、子供の成長発展のためには自由や自主性というものは欠かせないわけです。それが今、大阪府や東京都ではもう行われておりますけれども、本当に奪われていってしまう、先ほどの話ではありませんけれども、教員の専門的な知識、見識に基づいた教育が行われなくなってしまふ。

これを出した安倍さんは、1次内閣のときに教育基本法を改悪しました。何で改悪したかというと愛国心を入れるためです。そして、その愛国心、教育基本法に基づいた教科書を採用する教育委員会が余りにも全国的に少ないので、今回は教育委員会の独立性を奪い、安倍さんの好きな侵略戦争を美化している、安倍流の愛国心教育を全国的に押しつけようとしているわけです。

今、私たち日本は、第二次世界大戦のあの戦争は、侵略戦争で誤りであったということが国際的に了承され、そのもとで今の国際社会は成り立っています。そのところを根幹から崩そうとしているのが安倍政権だと思いますが、その安倍さんの思いのままの戦争をする国づくりの一環に子供たちを組み入れるための教育委員会法の改正だというふうに思っております。

教育委員がいろんな個々のことを多く知っていること、教育長というのは行政サイド、あるいは安倍さんが今もくろんでいる制度の中では、国からの意向を受けた形の立場になっていくわけですが、本当に自由な立場で見れる教育委員がいるということは、子供の健全化のためにも必要ではないかと思います。

ただ、今回の本町の条例改正については、そういう意図のもとで上から来たものではなく、町独自の見解がそういう流れのときに出てきたということなのかもしれませんけれども、やはり偶然が必然になっていく可能性を含んでいます。

そういう点で、ここで教育委員を外すということについては、教育長が入れば2人ということになりますけれども、私は、文殊の知恵ということがありますから、子供の教育について責任を負う教育委員会の代表者が2人でもいいと思います。それでもってこのところで教育委員を削るということには承服しかねますので、この条例制定については反対を表明いたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

この改正案については、いろいろな問題について検討された結果、この改正案が完全なものであるかないか、それは別として、今までのいろいろな角度から検討された結果だと私は認識しております。したがって、この問題については賛成の立場をとらせていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論はありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は反対の立場から発言します。

先ほど質問の中でも言いましたように、学識経験者といいますと、普通考えれば専門的な知識を有して経験豊富な方、また学歴もあるという方がこれに対応するものだと思っております。

しかし、中には、大学には行っていないけれども、それほど学歴も高くないけれども、一生懸命町のために働いて努力している方もたくさんいます。ここだけの文面だけではないんですけれども、学識経験者という文面が入ることによって、一般の市民の方が町政に参加し

にくいという声を多数聞くんです。私みたいな者がこんな大学の教授みたいな方々と一緒に委員になって討論ができるんだらうかと。どうしても学識経験者でなければいけないということであれば、それは仕方がないですけども、そうでなくてもいいという形であれば、住民が参加しやすい形、そういった文言を入れて住民参加を促すべきではないかと、そのように思って、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 私は賛成の立場で討論させていただきます。

1 人目の反対討論は、国の施策を盛んに訴えて反対討論、愛国心とかいろんな言葉を使いましてやっています。これは町の条例でございますから、教育委員会というのは、教育長を初め、月 1 回ですか、会議をやっているのは。その中で周知徹底していろんな意見をまとめれば、教育長 1 人でも十分じゃないか。

それと、先ほど学識経験者がどうのこうのと、一般町民の代表者を出せばいいじゃないかと、そんなこともありますけれども、議会も町民の代表でございます。そんなことをひっくるめて、いろんな意味でこの条例は人員の削減でスリム化すると、そんなようなことが前提にうたってあります。そういうことで私はこの件に関しては賛成します。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第 5、議案第 2 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいま議題となりました議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由の説明を申し上げます。

議案つづり11ページをお開きいただきたいと存じます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等が平成26年3月31日に公布されたことに伴う課税限度額及び軽減判定額の改正に加えまして、基礎課税額医療分等の所得割等の税率の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容といたしまして、3つに区分することができます。1点目につきましては、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金等課税額の課税限度額の引き上げ、2点目といたしまして、2割・5割軽減判定基準の拡充、3点目といたしまして、基礎課税額医療分及び介護納付金課税額の所得割額、均等割額、平等割額の税率を改めるものでございます。

次に、改正内容についてご説明を申し上げます。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の限度額を「14万円」から「16万円」に、第4項は、介護納付金課税額の限度額を「12万円」から「14万円」にそれぞれ改めるもので、いずれも地方税法の改正に伴うものでございます。

第3条から第5条の2につきましては、国民健康保険の基礎課税額医療分の税率を定めるもので、第3条は所得割額の税率を「100分の7.2」から「100分の7.8」に、第5条は被保険者均等割額を「2万5,000円」から「2万5,800円」に、第5条の2第1項は世帯別平等割額を「2万5,000円」から「2万5,200円」に、同条第2号は特定世帯の平等割額を「1万2,500円」から「1万2,600円」に、同条第3号は特定継続世帯の平等割額を「1万8,750円」から「1万8,900円」にそれぞれ改めるものでございます。

第8条から第9条の3につきましては、介護納付金課税額の税率を定めるもので、第8条は所得割額の税率を「100分の1.8」から「100分の2.2」に、第9条の2は被保険者均等割額を「8,000円」から「9,000円」に、第9条の3は世帯別平等割額を「7,500円」から「8,400円」に改めるものでございます。

第18条につきましては、年金特別徴収者の仮徴収について定めたもので、地方税法の改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたもので、軽減後の課税限度額を第2条の規定と同様に、後期高齢者支援金等課税額を「14万円」から「16万円」に、介護納付金課税額を「12万円」から「14万円」に改めるものでございます。

同条第1項は、7割軽減について定めたものでございます。第1号アは基礎課税額医療分の被保険者均等割額を「1万7,500円」から「1万8,060円」に、同号イ（ア）は基礎課税額医療分の世帯別平等割額を「1万7,500円」から「1万7,640円」に、同号イ（イ）の特定世帯の平等割額を、次のページをお願いいたします。「8,750円」から「8,820円」に、同号イ（ウ）特定継続世帯の平等割額を「1万3,125円」から「1万3,230円」に、同号オは介護納付金被保険者均等割額を「5,600円」から「6,300円」に、同号カは介護納付金世帯別平等割額を「5,250円」から「5,880円」に改めるものでございます。

同条第2号につきましては、5割軽減について定めたもので、地方税法の改正に伴い、軽減基準額を算定する対象から除かれていた納税義務者の規定を削除するものです。改正後は軽減の適用限度額が引き上げとなります。同号アは基礎課税額医療分の被保険者均等割額を「1万2,500円」から「1万2,900円」に、同号イ（ア）は基礎課税額医療分の世帯別平等割額を「1万2,500円」から「1万2,600円」に、同号イ（イ）は特定世帯の平等割額を「6,250円」から「6,300円」に、同号イ（ウ）は特定継続世帯の平等割額を「9,375円」から「9,450円」に、同号オは介護納付金被保険者均等割額を「4,000円」から「4,500円」に、同号カは介護納付金世帯平等割額を「3,750円」から「4,200円」に改めるものでございます。

同条第3号につきましては、2割軽減世帯について定めたもので、地方税法の改正に伴い軽減の適用となる限度額が引き上げられたことにより、基準額を「35万円」から「45万円」に改めるものです。同号アは基礎課税額医療分の被保険者均等割額を「5,000円」から「5,160円」に、同号イ（ア）は基礎課税額医療分の世帯別平等割額を「5,000円」から「5,040円」に、同号イ（イ）は特定世帯の平等割額を「2,500円」から「2,520円」に、同号イ（ウ）は特定継続世帯の平等割額を「3,750円」から「3,780円」に、同号オは介護納付金被保険者均等割額を「1,600円」から「1,800円」に、同号カは介護納付金世帯別平等割額を「1,500円」から「1,680円」に改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日、経過措置の規定となり、公布の日から施行し、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、今回の税率改正は、被保険者数の減少、景気低迷によ

る被保険者の所得の落ち込み並びに医療費の増加等が見込まれ、前年度繰越金の一部、5,121万円になりますけれども、充当し、一般会計から法定外繰入金を導入してもなお財源不足が見込まれるため、税率を据え置きとした場合見込まれます減収相当額1,408万円を補うために、やむを得ず税率を引き上げるものでございます。

税率の改正に当たりましては、後期高齢者支援金等課税額の税率は据え置きとし、基礎課税額医療分及び介護納付金課税額の所得割、均等割、平等割について改正をお願いするものでございます。

このたびの改正によりまして、加入者1人当たり税負担は、平成25年度と比較し4,401円、率にして4.6パーセント、また、1世帯当たり5,208円、率にして3.1パーセントの増加が見込まれております。

なお、本改正案につきましては、去る5月28日開催されました国民健康保険運営協議会においてご協議並びにご承認をいただいておりますことを申し添えます。

以上で、提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 標準家庭、夫婦2人で子供が1人という場合における保険料の比較をお願いしたいのですが、国保加入の場合は幾らで、役場職員、要するに社会保険と言われている加入者ですが、もしもそれが役場の職員の場合だったら保険料は幾らになるのか、お願いいたします。

それから、今の報告の提案の中に所得の落ち込みという文言もありましたけれども、国保加入世帯の収入の傾向というのは、現実的にはどのくらいのものでしょうか。

それと、今回、1人当たりの平均で約4,400円、4.6パーセントの値上げになりますけれども、加入者負担をふやさない繰り入れという考えはありませんか。

以上、3点伺います。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 3点ほどご質問いただきまして、まず1点目の標準家庭における国保加入世帯と町の共済での掛け金の差というふうなことでございますけれども、世帯構成を3人、夫婦40代、子供1人といたしまして、40代のために介護の負担金があると

いうふうな仮定を想定いたしました。また、所得につきましては、平成25年度の住民税の平均所得193万8,000円ということで試算をしました。収入ベースに直しますと302万6,000円ほどになるかと思えます。

まず、国保税につきましては、平成26年度の改正案で申しますと35万5,100円でございます。あと、共済、町職員につきましては、本人負担、事業所負担とありますけれども、それぞれ折半2分の1ずつというふうなことでございます。本人負担が16万3,700円でございます。

続きまして、国保加入世帯の収入の傾向ということでございます。平成26年度と平成25年度の、26年度は見込み、今現在押さえてある数字になりますけれども、それを比較しますと、平成25年度は1人当たり平均所得で約88万3,000円でございます。平成26年度につきましては86万3,000円ということで、約2万円ほどの所得の落ち込み傾向にあらうかと思えます。

最後、加入者負担をふやさないために繰入金をふやす考えはあるのかというふうなことでございます。現在、一般会計から法定外繰入金として3,500万円、今年度当初予算に計上してございます。昨年度、25年度実績におきましても同額の3,500万円でございます。他市町村の繰入金額から見ますと、総額では少ないかもしれませんが、1人当たりの繰入金額で見ますと、大多喜町の場合約1万円となり、決して他市町村と比べても少ない金額ではないと思えます。そのようなことから増額する考えはございません。

以上でございます。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 繰り入れの件なんですけれども、確かに大多喜町の繰入金額、1人1万円くらい、それでもって値上げの幅を半分に抑えている。

いすみ市で直接聞いた話ですが、いすみ市の繰り入れの基本的な考えは、保険料は高い、住民にとっては限界に達しているんで、これは括弧つきですけれども、住民が払う保険料を上げない額の繰り入れをします。つまり、医療費がかかって、次の年の試算、値上がりする分に対して繰り入れて保険料は据え置くと、それをここ数年続けていらっしゃる。25年度まででいきますと、大多喜町は23年度が1人当たりの負担が9万2,000円、9万9,000円、9万5,000円というふうに前後しているんですけれども、ジグザグで上がっているという感じがします。いすみ市は23年度9万9,000円、24年度が9万8,000円、25年度が9万9,000円ということなんです。3月に伺ったところ、医療費が下がっているんで、26年度は

繰り入れが少なくて済みそうだということですが、実際は同じ繰り入れをして保険の税率を下げているということです。

大多喜町では、繰り入れていながら、いすみ市との比較でいえば、いすみ市よりも個人への助成の割合は多いにもかかわらずどんどん保険料が上がっている。いすみ市は、少ないにもかかわらず保険料はずっと据え置きになっている。つまり、裏を返して言えば、医療費そのものが抑えられ始めている。大多喜町は幾らつぎ込んでもどんどん医療費のかさが上がっている。これに対する対策というのは考えているんですか。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 確かに野中議員のおっしゃいますとおり、医療費については昨年、一昨年と比べると横ばい状態あるいは多少減少傾向にございました。平成26年度につきましては4から7パーセントぐらい上昇したというふうな傾向があります。

国保のほうで、医療費の抑制と申しますか、その対策といたしましては、今現在やっております特定健診あるいは特定保健指導に加えまして、平成26年度につきましては、新たな取り組みといたしまして、ジェネリックの差額通知の発送を予定しております。これから国保連合会等と打ち合わせをしながら発送してまいりたいと思っておりますけれども、予定としては年1回の通知になるかと思っております。また、以前にお配りもしてあるんですけれども、なるべく被保険者の方にも、医療機関にかかった場合にジェネリックのほうのお薬を使っただきたいというふうな思いも込めまして、保険証に張れるようなサイズのジェネリックのお願いシールというんでしょうか、そういうものも全被保険者の方に配布を予定しております。なかなか医療機関で口で言うのは恥ずかしいんですけども、そういう形のものでシールで張ってあって意思表示ができれば、多少なりとも違うのかなというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 先ほど野中議員のほうからいすみ市の例が取り上げられました。そのいすみ市と、あと郡内には勝浦市と御宿町とあると思っております。1人当たりの保険料は大多喜町と比べてどのようになっているのか、教えていただければ。

○議長（小高芳一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 手元にある数字、これが国保連合会から毎年出しております

冊子でございます。ただ、1年おくれというふうなことで24年度の数字になりますけれども、ご了解いただきたいと思います。

1人当たり国保税というふうなことでございますけれども、勝浦市9万3,783円、いすみ市9万8,970円、御宿町9万3,607円、大多喜町につきましては9万9,559円でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 飯島町長になってから法定外繰り入れが実現しました。それでもなおかつ余りにも高過ぎると思われませんか。例えば、先ほどありましたけれども、役場の職員、共済だったら、同じ条件で40代で年収300万ちょっとで16万何ぼ、それが国保だったら35万。所得ではないです、300万の収入に対して35万、これは大変な負担だと思うんです。そのことについて町長はどのように感じられますか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 1人当たりの負担につきましてのご質問でございますけれども、今、共済という一面で捉えてのお話をされましたけれども、これは一般の会社でも同じように、2分の1会社で持って、また2分の1は本人負担なんですね。現役世代というのはそういう形でやっております。ですが、国保につきましては現役を引退したという方の団体なんですね。ですから現役世代とは一緒にはならないかと思っています。

もう一つは、先ほど言いましたように、私ども町も1人当たり1万という数字なんですけど、大多喜町の医療費の1人当たりにかかる医療費というのは、実は大多喜町は全国的にも高いレベルなんです。ですから、先ほどご質問のありましたように、できるだけ医療費を抑制というよりも、かからないような施策というところに重点を置く必要があると思っています。やはり全国的にも大多喜町は1人当たりの医療費が高いものですから、そういったところに力点を置いていきたいと思っています。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 反対の立場から討論させていただきます。

やはり余りにも高過ぎます。所得が下がっているということ、所得でもって国保世帯は約2万円の下がりがある。その中で、今年度に入って消費税の増税もあって、4月の消費者物価は3.2パーセントの値上がりだと。そういうふうに経済的にも自営業者、先ほど町長は、国保は現役をリタイアした人たちとおっしゃいましたけれども、現役リタイア組だけではなくて、れっきとした自営業者、農業、漁業あるいは退職者、そういう方たちもたくさん入っている制度であります。私たち庶民にとっては、収入の少ない庶民にとっては、今の状況というのは、収入は削られる、年金もまた削るという通知がきのう、おとといあたりに着いているんですけれども、年金は削られる、基本給も削られて基本的賃金も削られている、買い物したときの物価は値上がりしている、その上、物価値上がり以上に保険料が値上げされている。しかも、同じレベルであるならばサラリーマンは半額で済むのに、国保の加入者は10パーセントを超える保険料を払わなければならない。

行政は、医療にかからなくてもいいための施策に、大多喜町の場合、真剣に取り組んでいようにははっきり言って思えません。いすみ市の場合、生活習慣病を治すということで、数年前から市民に積極的に働きかけ、講演会を開いたりいろんなことをして、私もその講演会に一度出席させていただいたことがあります。大学と提携して進めておりました。

値上がりするのは、かかるのはしょうがないみたいな雰囲気があることについて、大変残念に思います。住民の負担を減らそう、健康であることを追求しようという、これから積極的な取り組みを期待しますけれども、このまま負担を住民にかぶせる今回の引き上げ案については反対いたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） この改正案について、私は賛成の立場から討論させていただきます。

この改正案については、説明をただいまいただきましたが、非常に厳しい家庭状況になると思われませんが、上げなくて済むものであればよいのですが、現在の町の人口の減少率などを考えますと、全体税収も上がらない状況の中から、上げざるを得ない状況に置かれて

いるのではないかなというふうに思われます。

今の町の状況を十分判断いたしまして、私もこういう直接家庭に響くようなことはやってもらいたくはないんですが、現在の状況の中ではやむを得ない状況であるのではないかと  
というような立場から、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小高芳一君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時44分）

---

○議長（小高芳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時56分）

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第6、議案第3号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第3号 平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入予算が確定していない段階ですので、緊急性のある事務事業について予算に計上させていただきました。

それでは、13ページをお開きください。

平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,023万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億2,918万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることを定めるものでございます。

それでは次に、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきますので、18ページ、19ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、款15県支出金、項1県負担金、目4土木費県負担金80万4,000円の増額補正は、地籍調査委託料の労務単価等の改正に伴う国土調査費県負担金の増額でございます。

次の項2県補助金、目4農林水産業費県補助金3,875万円の増額補正は、ことし2月の大雪による被災農業者への支援対策として、農業用ハウスの復旧費5,000万円の10分の7の3,500万円、それに撤去費用500万円の4分の3の375万円を計上したものでございます。

次の項3県委託金、目1総務費委託金の18万円の増額補正は、労務単価等の改正に伴い、県から委託されている沢山川周辺区域管理事業委託金が増額されたものでございます。

次の款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金2,050万4,000円の増額補正は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出予算のご説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の18万円の増額補正は、県から労務単価等の改正に伴う委託料が18万円増額されたことにより、沢山川周辺区域環境管理事業補助金を増額するものでございます。

目8諸費36万7,000円の増額補正は、大多喜町名誉町民として推戴時に贈呈する名誉町民賞の作成に係る経費でございます。

次の款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費5,000万円の増額補正は、雪害による農業用ハウスの復旧費用の補助として、県支出金に町の負担分10分の2を加え10分の9の4,500万円と、撤去費用に係る補助として県支出金に町負担分の4分の1を加えた全額の500万円を、被災した22名に補助金として交付するものでございます。

次の目5農地費の205万8,000円の増額補正は、多面的機能支払い交付金事業に新たに3地

区分及び10アール当たり単価の改正に伴う負担金の増額でございます。

次の款6 商工費、項1 商工費、目2 商工業振興費の40万4,000円の増額補正は、養老溪谷商店街街路灯LED化の補助金でございます。

次の目3 観光費の24万円の増額補正は、観光センターのコピー機の使用料及び借上料でございます。

次に、款7 土木費、項1 土木管理費、目3 国土調査費の107万2,000円の増額補正は、労務単価の増額等により地籍調査等委託料を増額するものでございます。

次の項3 都市計画費、目1 街路事業費の350万円の増額補正は、街なみ整備助成事業補助金の増額で、外観の修景事業1件と石畳の新設1件に係る補助でございます。

次の款8 消防費、項1 消防費、目3 消防施設費の120万円の増額補正は、鍛冶地区に配水管布設がえ工事に伴う消火栓の設置と、面白の県道改良工事に伴う消火栓の移設に係る工事負担金でございます。

次の目4 災害対策費の10万8,000円の増額補正は、防災行政無線戸別受信機用アンテナが2月の大雪で10本損壊し、修復はしましたが、今年度分の不足が明らかなことから、新たに購入させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

款9 教育費、項2 小学校費、目1 学校管理費の56万4,000円の増額補正は、総元小学校と上瀑小学校の屋内運動場が使用できないことから、総元小は西小へ、上瀑小は大多喜小と海洋センターへ、ミニバスケットボール部が移動用に使用する車両の借上料でございます。

次の項5 保健体育費、目1 保健体育総務費54万5,000円の増額補正は、新任スポーツ推進委員の活動着4万1,000円と、8月31日に行うラジオ体操に係る消耗品費、修繕料、通信運搬費、アップライトピアノの借上料、参加者送迎用バスの借上料等でございます。

以上で、一般会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（小高芳一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 街路事業について伺いたいと思います。

20ページ、21ページです。当初予算が300万ちょっとで、今度の補正が350万となっております。このことについて、街なみ整備事業は、毎年財源を基本的には町営駐車場の使用料の利

益を充て、300万円ぐらいを上限にというふうに伺っておりますが、どうして2倍以上の予算をつけたのか。ほかの事業については予算がない、財源がないというふうに言われますけれども、どうしてこの事業は、当初予算はその他の財源でやっています。これは一般財源として350万出せたのか、説明願いたいと思います。

そして、この事業については、初めのときは10年間は国から補助金が半額出ました。10年間で総額予定では10億の、実際はもっと超えたんでしたっけね、川寄課長。10億を目標というか、予算にした事業でした。それで終わったのかと思ったら、今度は毎年それでも継続する。どうしてあの地域だけという不満、不平が町民の中にはまだ根強く残っています。今回のこれを見ますと、この事業については青天井じゃないか、要するに上制限がない、そうなのかということ、青天井でやっていくのかということ、2点目の質問、伺います。

そして3点目ですが、当初の事業は、国から半額の補助金が出るという中で上限300万、補助率は3分の2、そして看板とかその他付随物と純然たる建物の修景とは切り離して、それぞれ別の事業として認めるというような内容だったかという記憶がありますが、今度、全額町の財源でやることになると思うんですけども、こういう継続事業について、同じ補助率というか、同じ条件で今後も続ける予定なんですか。ほかのことでお金がない、お金がないと言われるので、腑に落ちない気持ちがあります。

以上、3点伺います。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 街なみ整備事業でございますが、町営駐車場の収入を充てています。平成24年度、25年度の実績が2件で125万1,000円となっております。平成24年度、25年度の予算の未執行額が474万9,000円、実駐車場の収入に対して実績を引いた額が391万2,000円となっております。

今回の補正は、旧太田時計店の外部リフォーム工事、木製看板工事、石畳工事で合わせて320万円、銚子信用金庫の畳工事追加分30万円で、合わせて350万円を計上させていただきました。本年度は2件になりますが、24年、25年度の実績が少なかった分で1件追加させていただきました。

また、青天井かという質問でございますが、今言ったとおり24年度、25年度未執行分といえますか、実績がなかった分ですということでございます。

また、事業の見直しはしないかということでございますが、街なみ整備事業、大多喜城下の整備事業、大変重要な事業だと考えておりますが、年間約2,000人近くの方が町外から散

策に来ております。国の補助事業は平成22年度で終了しておりますので、要綱について見直しを考えているところでございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 24年度、25年度ですか、そのところで使わなかった分があるので、それを持ち越して今回やるというような説明でしたけれども、そのような事業はほかにあるんですか。今まで、予算化したんだけど使わなかったから、じゃ今度まとめてやるよと持ってくるよ、補正予算でも組むよというのは、私は初めてのような気がするんです。何だかやりたい放題という気がするんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） そういう事業があるかどうかということは、今この時点ではわかりません。

以上です。

（「執行部全体に聞きたいと思います」の声あり）

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、予算の使い方のお話をいただきましたけれども、今、課長が説明をしたとおりでございまして、あの駐車場につきましては、23年度、駐車場として完成したわけです。それは何かといいますと、先ほど野中議員の言われましたように10年、10億という事業が終わりました。しかし、地域の皆さんがまだまだ事業としては不十分なんだということで、何とかそれをお願いしたいという要望の中で来ました。

しかしながら、先ほど言いましたように、この事業というのは10年でもう終わっております。もう既にその事業は終わっております、予算として補助事業としては該当しないわけです。そういうことで議会にお諮りしたときに、まず、あそこの駐車場は、今はあのようになっていますが、真ん中に資材置き場がありました。ほとんど無料の駐車場で使われていないというのが現状でありました。

私どももあの駐車場を何とか利用しようということの中で、無断でとめてあるトラック等も排除のお願いもしながら来たんですが、なかなか警察のほうも、無料駐車場においてそれはできないと、無料であるからこそ、それは誰がとめてもいいんだということで排除はできませんということの中で、地域の皆さんとも相談の中で、あそこの資材置き場というものをきれいにして、一回駐車場を有料化して、有料化の利益の中でこの整備事業を続けましょう

ということで、議会の皆さんの承認をいただいてこの予算を通していただいたところでございます。そして有料駐車場が完成したところでございます。そして、その利益の中で毎年その事業をやりましょうということで、この事業がスタートしているところでございます。

それで、先ほど課長の申しあげましたように、当初はもう少し申し込みがあるのかなと思ったんですが、ほとんどなかったということで、ここに来て急遽、この事業というものがあるということで、皆さんの申し込みがふえてきました。ただ、今言いましたように青天井ではなくて、収入の範囲内の中でというのが当初の目標でございますので、そういう中で進めていくということで、今回予算の増額をお願いしたところでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5 番野村賢一君。

○5 番（野村賢一君） 町長、今の件なんですけれども、まだまだ後から出てきそうな気がするというような話なんですけれども、そうしたら、駐車料金を別会計にしてわかりよくしたほうがいいんじゃないですか、目的基金とか何かで。一般財源に入れちゃうと、先ほど野中議員が質問したようにわからないわけですね、いろいろ。そういう問題も起きますから、いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 確かにそれも、前から野村議員さんの言われている目的という一つの考え方があるかと思います。確かにそういう方法もあろうかかと思えます。また、これから少し研究し、検討させていただきたいと思えます。確かに目的を持つということも大事かもしれませんが、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

8 番渡邊泰宣君。

○8 番（渡邊泰宣君） 今の、事業が余って補正予算を組んだということなんですけど、今回の雪害につきまして、私どもの河川の災害が相当ひどかったんで、その辺について伺いたいと思えますが、今回、河川ということで、被災場所は2級河川ということで、県の担当の区域に入るということでしたが、町のほうでお願いして、県の方に折衝していただくようにということでありましたが、うまくいきませんで、あのまま放っておいたのでは二次災害、三次災害というようなことで、区としても黙って見過ごすわけにいかないということで、業者に頼んで撤去してもらいました。その辺でかかった費用が15万円です。その15万のお金がどうして町で融通できないのか、その辺のところを伺いたいと思えます。

○議長（小高芳一君） 渡邊泰宣君に申し上げます。ただいまの発言は議題外にわたっており、  
と思いますので、議題に沿った質疑をされますようお願い申し上げます。

（「わかりました。すみませんでした」の声あり）

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 今回の街なみ整備事業の件、当然予算には限りがあるものですから、手  
を挙げたから全てやるということではできないと思います。これをやることによって大多喜町  
にとってどのような波及効果が出てくるのか。今回の太田時計屋さんの跡地にこのお店がで  
きることによって、大多喜町全体にどのような波及効果があるのかと、そういうことを念頭  
に入れて、ただ手を挙げたから直すんだよと、ここをやることによって大多喜町にこうい  
ったメリットがあるんだよというところを強調していかないと、これから手を挙げて、直して  
くれと言ったから直すよということではだめだと思うんですけども、太田屋さんの、今、  
勝利士隊とかと書いた看板、焼きそばとか何かやっているところだと思いますけれども、こ  
れをやることによって大多喜町にどのような波及効果があるのか、その辺がありましたら教  
えてください。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これにつきましては、やはり大多喜城下の整備ということで、  
今、年間2,000人、街なみ案内人の方が案内してくれていますけれども、そのほかにも何人  
かの方が来ていまして、昔の中心地がまたよみがえってくるということは、地域住民、また  
町民に対してもプラスの効果があるのではないかと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 私も調べさせてもらったんですけども、あそこ、焼きそばをやると  
いうことは、まず拠点づくりをして、それで各店舗、大多喜町中の食堂ですか、そういった  
店舗に焼きそばみたいのを広めていって、そこでみんなで、勝浦の坦々麺じゃないけれども、  
そういったことで焼きそばを広めていって、あそこを拠点にして、大多喜とか上瀑とか中野  
とかの食堂でも焼きそばを取り扱ってもらえればよろしいじゃないかと。

それと、あともう一つ聞いたところによると、あそこは小さいお弁当みたいなをつくる  
と。それは各地のおばさんたち、農家のお母さんたちが1つずつ、Aさんは煮物をつくる、  
Bさんはほかのものをつくる、それを持ち寄って1つのお弁当をつくって、要は各家庭の

方々がそこで1つのお弁当をつくって、皆さんがある程度手間にするよということで、あそこを拠点づくりにとりあえず始めたいと、そうすることによって町にお金も落ちるし、町の活性化につながるんじゃないかと。ただ単純に、あそこのお店ができたから、お店だけが繁盛するというじゃないよということを聞いています。ですから、そういった面であそこをぜひ整備事業でお金をかけて、町全体の発展につなげていきたいんだと、そういった趣旨があるんじゃないでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） その辺につきましては、そこまで聞いていないのでわかりませんが、せんけれども、また相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 街なみ整備ということで、きのうはたまたま午前中が終わって、お昼におそばを食べて、久保川ですか、あそこは。観光シーズンで観光客がいっぱい来るということで、夏になると異臭がひどいということで、2年越し、過去に炭を使ったりいろいろやったんだろうけれども、2年越しで建設課のほうに行き着いたということであるんですけども、その辺の対策は街なみ整備のほうには入らないんでしょうか。

○議長（小高芳一君） 吉野僖一君、本予算とは関係ない議題でありますので、議題に沿った質問をお願いしたいと思います。街なみ整備の今回やる予算についてやっていますので、異臭の問題は一般質問等をお願いをしたいと思います。

（「わかりました。そういうことをきのう行ったら言われましたので」  
の声あり）

○議長（小高芳一君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 街なみ整備なんですけれども、太田さんのところを改修すると、そのこと自体を問題にしているわけではないんですね。ただ、予算の使い方、とにかくあそこだけ特別な使い方をしているんじゃないかという、それがまだ腑に落ちないんですね。これから先、今年度の場合、申し込みがまだあったとします。そのときどんなふうな対処の仕方をする予定ですか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほども申しましたとおり、24年度、25年度の収入に対して、

24年度、25年度の実績の差し引きが391万2,000円でございます。それで補正額が350万ですのでオーバーしてしまいますので、これ以上はできないと考えます。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 歳入のところの繰越金なんですけど、私もこの予算というのは余りよくわからないので伺いたいと思いますが、繰越金1億あって補正が2,050万4,000円ですか、これというのはどういうふうな、あくまでも繰り越しは繰り越しなんだろうけれども、流用するのか、それについて。

○議長（小高芳一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 前年度繰越金に関するご質問ですので、当初の1億円につきましては概算で繰越額を計上したものでございます。それに対して、実績がこの5月いっぱい、出納整理期間をもって金額が確定するような形になりますけれども、その中で、1億円よりも、例年は2億とかそういう金額が繰り越されておりますので、その分を使用して補正財源として充てたものでございます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） これは26年度の予算書なんですけれども、もし予算書をお持ちでしたら、15ページということでごらんいただきたいと思いますが、そこで駐車場使用料ということで390万8,000円、久保・桜台駐車場ということで上がっております。しかし、この中には駐車場の管理の経費なども含まれているのではないかとということで、その分を引くと、先ほど言った金額ですね、それが足りないのではないかと、そういうふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほど言った額は、24年度の駐車場収入が378万5,600円で、諸経費を引きますと243万5,164円です。25年度が駐車場収入が410万1,300円で、諸経費を引きますと272万7,645円となりまして、合わせて516万2,809円になります。それに平成24年度、25年度の街なみ整備事業の実績125万1,000円を引いた額が391万2,000円という数字になります。

以上です。

○議長（小高芳一君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） わかりましたというか、よくわからないんですけども、正直なところが。ただ私も、今、議員の皆様がおっしゃっているように、この街なみ整備事業、ちょっとじっくりしていない思いを正直なところ持っております。

メキシカン焼きそばのところのお店の景観事業をやっていただくことは、別段、私はそれに対しての不足はございません。ただ、予算という部分において、先ほどからお話がありますように、単年度予算という方式を町はとっていらっしゃいます。その中で私も、年間300万という上限の中で駐車場料金を使ってやるというふうに、短い議員生活の中で伺ったような気がいたしております。

その中で今年度、当初予算でも景観事業がございました。また今回も350万という補正予算が組まれております。ただ、こういった事業におきましては要望があるときに着手するという、そういう考え方も1つはあると思うんです。年に1個ずつだと10年かかっちゃう。でも、ことしは3件希望があったので3件やれば、街なみとして整備が早く進むというような、そういった考え方もあると思うんですけども、そういう中で、先ほど野村議員さんがおっしゃっていらしたように、経費の明確化ということで、先ほど、今後、概要ですか、そういったものも見直していくということをおっしゃっていましたが、私も基金化というような形で、しっかりと経費の使途が明確になるようなほうが、今までの説明からしますと納得ができる、駐車料金を充てるというご説明にきちんとした整合性があるように思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（小高芳一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは先ほど野村議員にお答えしたとおりでございますけれども、単年度という形でいきますと、確かに前年度の余ったものと合わせてという話になりますとわかりづらい点があるかなと思います。

そういうことで、目的基金という形の一つの別の事業という形ですね、それだけにするという考え方もあろうかと思えます。その辺は、今お答えしたように研究し、また検討したいと思えます。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 23ページの保健体育振興事業、これはラジオ体操の件だと説明があったんですけども、この楽器の借上料とか車両借上料というのは、例えば大多喜中学校の楽

器を借りるので運送するとか、そういう町内の学校の楽器じゃないんですか。

それと、あともう一点、ちょっと外れて申しわけないんですけども、日にちはいつごろか、お願いします。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 初めのピアノの件ですが、これは町内の学校のピアノを運ぶのではなくて、業者のピアノを2台、晴天用と雨天用とアップライトのピアノを借りる予定になっております。

それと、開催日ですが、8月31日日曜日に予定しております。

以上です。

○議長（小高芳一君） 5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 再質問で恐縮ですけども、場所と日時と時間。

○議長（小高芳一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 申しわけありません。

場所は海洋センターの野球場を使いまして、20年前も行ったんですが、野球場で実施いたします。朝6時から6時40分、実際の放送は6時半から6時40分ということで、かんぼ生命とNHKとNPO法人のラジオ体操連盟が主催で、それと町と教育委員会が共催ということで実施いたします。それで、雨天の場合に海洋センターの体育館を使いまして実施する予定となっております。

以上です。

○議長（小高芳一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第7、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） ただいま議長のほうから言われましたとおり、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本件につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります関山邦宏氏から提出されたものでありますが、その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります星野氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人がひとしく教育が受けられるように、国の責任におきまして義務教育の基盤を堅持するよう求めるものでございます。このことにつきましては、幸い大多喜町では町当局及び教育委員会のご理解、ご尽力をいただき、校舎の建てかえ、耐震化も進み、安全で安心な学校施設整備も行われております。また、パソコン教育の導入やエアコン等の導入等もいち早く進み、教育基盤は整備されておりますが、全国的にも耐震化率92.5パーセント、千葉県では87.8パーセントと全国平均を下回っております。大多喜町の耐震化率は100パーセントであり、まことに喜ばしい限りであります。

いずれにしましても、全国的に見れば、まだまだ耐震化が進まないところや教育基盤が整っていないところもある現状であります。将来を担う子供たちが全国分け隔てなく、同じ条件のもとで教育が受けられる社会が必要であることは申し上げるまでもありません。

なお、この件につきましては毎年のように提出されておりますが、大多喜町議会では採択し、意見書として政府関係機関に提出をいたしております。

その状況につきまして、手元に配付いたしましたので参考にいただき、何とぞよろしくご審議いただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託は省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 日程第8、請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

本請願内容について、紹介議員の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 請願第2号 「国における平成27（2015）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてご説明申し上げます。

本請願につきましては、平成27年度予算編成に当たりまして、憲法や子どもの権利条約の精神を基本に、子供たちによりよい教育を保障するために、来年度、平成27年度の教育予算

拡充に努めていただきたいという内容の請願であります。

本件につきましては、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長であります関山邦宏氏から提出されたものであります。その代理人である千葉県教職員組合夷隅支部の書記長であります星野氏から連絡をいただき、この請願の趣旨及びその内容を伺いました。

日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てることは、国家としての使命であります。子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があることは申し上げるまでもありません。

よろしく審議をいただきまして、採択いただきますようお願い申し上げます。次第でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小高芳一君） お諮りします。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会への付託が省略されましたので、これから本会議において直ちに審査を行います。

本請願について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本請願については、討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（小高芳一君） お諮りします。

ただいま志関武良夫君外4名から、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について外1件の発議案が提出されました。

この発議案2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

提出された発議案2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

事務職職員から議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（小高芳一君） 議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 配付漏れなしと認めます。

---

◎発議第1号～発議第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小高芳一君） 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について及び追加日程第2、発議第2号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（渡辺八寿雄君） それでは、提出されました発議第1号、そして発議第2号の議案につきまして朗読をさせていただきます。

まず、発議第1号でございます。

発議第1号。

平成26年6月9日。

大多喜町議会議長、小高芳一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫、賛成者、同、吉野一男、賛成者、同、野村賢一、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、山田久子。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

別紙をごらんいただきたいと思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）になってございます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

しかしながら、政府は国の財政悪化から義務教育費国庫負担制度を見直し、その負担を地方に転嫁するような義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止について言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、万一義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てに提出する予定でございます。

次に、発議第2号でございます。

提出者、賛成者につきましては発議第1号と同じでございますので、割愛をさせていただきます。

件名。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

別紙をごらんください。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）でございます。

教育は、憲法及び子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、経済格差か

ら生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあり、元通りの教育環境に戻るには、まだまだ長い歳月が必要である。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。

そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であり、充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、国においては財政状況も非常に厳しい状況の中ではあるが、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障するため、以下の項目を中心に、平成27年度教育予算を確保されるよう強く要望する。

- 1、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定し、実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関する予算を拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境や条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するため、基準財政需要額を改善し、地方交付税及び交付金を増額すること。

続いて裏面になります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てに提出する予定でございます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

7番志関武良夫君。

○7番（志関武良夫君） 提出者の説明ということでございますので、発議第1号及び発議第2号、提案理由の説明をいたします。

それでは、発議第1号及び第2号の提案理由を申し上げます。発議第1号及び発議第2号につきましては、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ほど請願審査でご審議をいただきました請願第1号及び第2号の採択を受けまして、我々大多喜町議会といたしまして、内閣総理大臣を初めとする関係各大臣に意見書を提出いたしたく、吉野一男議員、野村賢一議員、吉野僖一議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただくものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局長から朗読のありましたとおりでございます。

よろしくご審議いただきまして、何とぞ可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小高芳一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小高芳一君） 異議なしと認めます。

まず、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（小高芳一君） 挙手全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(小高芳一君) 挙手全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎休会について

○議長(小高芳一君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、明日10日から9月30日まで休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小高芳一君) 異議なしと認めます。

よって、明日10日から9月30日まで休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(小高芳一君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、議員各位に申し上げますが、さきにご通知申し上げたとおり、本会議終了後に大会議室で議員全員協議会を開催いたしますので、午後4時20分までにご参集いただきますようお願いを申し上げます。

また、その前に、町政要覧作成のため議席の写真撮影がありますので、よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会とします。

(午後 3時55分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成26年 9月 9日

議 長 小 高 芳 一

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 麻 生 勇